

平成 28(2016) 年度版

自己点検・評価報告書



学校法人河崎学園

大阪河崎リハビリテーション大学

Osaka Kawasaki Rehabilitation University

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	58
基準 4 自己点検・評価	77
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準 A 社会連携	81

* 大阪河崎リハビリテーション大学の自己点検・評価委員会は、前年度を対象とした自己点検・評価活動を行い、『自己点検・評価報告書』を作成しています。「平成 28 年度版自己点検・評価報告書」とは、主に平成 27 年度の状況を点検評価の対象とする報告書です。ただし、「学校基本調査」などの公的なデータの基準日に合わせて、在学生数等の数字については、平成 28 年 5 月 1 日時点のデータを反映しています。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪河崎リハビリテーション大学の建学の精神

大阪河崎リハビリテーション大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、前身である河崎医療技術専門学校から培ってきた「仁の心」の精神を継承した「“夢”と“大慈大悲”」（常に夢と希望を持った、仁の心）を備えた医療人を育成することである。

人間社会では自分だけの立場でものを考えるのではなく、相手の立場に立って物事を考えることが求められる。それを第一とし、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を育成している。

2. 本学の教育理念

この建学の精神を実現するため、(1) 仁の心と優れた専門知識、技術の教授を通じ、豊かな人間性と教養を身につけ、広く国民の保健・医療の向上と地域及び国際社会に寄与しうる人材を育成すること。(2) 病気の治療が終わった後の障害に伴う生活機能の低下・制限や心の問題への医療技術を習得すること。を目標に、「“知育”と“人間性を育む”」という教育理念を掲げている。

3. 建学の精神・教育理念に基づく教育の目的と使命

(1) 資質の高い医療人の養成

前述の建学の精神及び教育理念に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的としている（大阪河崎リハビリテーション大学学則第 1 条）。

この目的達成のため、本学にリハビリテーション学部リハビリテーション学科、理学療法専攻、作業療法専攻、言語聴覚学専攻を置いている。

(2) 地域貢献

本学は、本学における教育研究活動を積極的に地域に還元し、地域における教育文化活動の先駆的牽引役としての役割を担い、開かれた大学としてのあり方を常に模索し、その活動の中から新たなリハビリテーションのあり方などの情報発信源となる使命を帯びている。

本学の地域貢献・地域連携に係る具体的な活動例を以下に示す。

- ・ 教育研究情報の積極的公開・提供
- ・ 公開講座の開催
- ・ 地方自治体や地域の保健医療福祉機関・施設等と共同した地域医療・福祉の発展に寄与する活動等

4. 本学の個性・特色

本学は、豊かな人間性と専門的知識・技術により地域社会及び国際社会に貢献する人材を養成するために下記の事項を目標としている。

- ① 広い知識・技術を身につけた医療専門職としてのリハビリテーション職の育成
- ② チーム医療を実践できる能力の開発
- ③ 高齢社会に貢献する意欲を持った人材の育成
- ④ 世界に情報発信できる優れた研究能力の開発
- ⑤ グローバルスタンダードを目指す医療教育
- ⑥ 真の医療サービスを目指し、人の痛みがわかるホスピタリティ教育
- ⑦ 生涯を通じて、科学的研究の態度を継続し学修していくことのできる能力を育成
- ⑧ 自分の思いや考えを豊かに表現できる力を高めるための指導法の工夫・改善
- ⑨ 大学を拠点とした地域の子育て支援の継続性・安定性をはかる取組

以上の目標を達成するため、以下のような特色あるカリキュラムを実践している。

- ① 幅広い教養と知識・判断力を育成するため、「基礎分野」「基礎専門分野」「専門分野」を設け、学生が選択可能な多様な科目（全 229 科目）を開講している。
- ② 問題解決能力を育成するため、保健・医療・福祉について 3 専攻共有の課題として学生が主体となる少人数制の SGL(Small Group Learning) 形式でのアクティブ・ラーニングによる基礎ゼミを開講している。
- ③ 疾患・障害を理解するための医学的基礎知識を修得し、リハビリテーション理念を身に付けるために、「専門分野」に 3 専攻共通科目として「地域・予防医学的リハビリテーション系」を設けている。
- ④ 豊かな人間性と高い倫理性を備え、かつ、関係者が連携して横断的・融合的に実践しうる人材育成を目指して、3 専攻共通の「基礎分野」を設けている。
- ⑤ 実社会で即戦力となる能力を身につけるため、実験・実習などの体験能動的学習型授業を数多く開設している。加えて、3 専攻にそれぞれ設定している「臨床実習」、キャリア教育としての「インターンシップ」などを、保健・医療・福祉機関で行っている。実習では、事前指導や実習後のレポート提出などにより、実践的な知識の定着と職業観の養成をはかっている。
- ⑥ 卒業研究を必修科目として置き、学生一人一人が 1 つの研究テーマに取り組み、問題解決を実践し、得られた研究成果を研究会・学会・学術論文等で発表するための表現法・プレゼンテーション法の修得をはかっている。
- ⑦ 国家試験対策として、国家試験対策室による特別講義と各専攻での個別指導・集団指導を実施している。
- ⑧ 「園芸療法士(認定)」が取得可能な園芸療法士課程、アロマセラピーなどの科目や福祉住環境コーディネーター検定 2、3 級取得のための講座を開講している。
- ⑨ 就職してからも必要となる文章力を向上させるため、新入生に「日本語力向上プロジェクト」を実施している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人河崎学園の沿革	
平成 7(1995)年 10 月	専門学校設立準備室を設置
平成 7(1995)年 11 月	大阪府知事に河崎医療技術専門学校設置の認可申請
平成 9(1997)年 3 月	河崎医療技術専門学校校舎 竣工
	厚生大臣より理学療法士・作業療法士養成施設として指定
	大阪府知事より学校法人河崎学園寄附行為の認可 河崎医療技術専門学校 理学療法学科・3年〈昼間〉入学定員 40 名 作業療法学科・3年〈昼間〉入学定員 40 名
平成 9(1997)年 4 月	河崎医療技術専門学校 開学
平成 12(2000)年 6 月	西館（現、3号館） 竣工
平成 13(2001)年 3 月	河崎医療技術専門学校 OB・OG 会設立
平成 14(2002)年 4 月	学生親睦会設立
平成 15(2003)年 10 月	大学設立準備室を設置
平成 17(2005)年 4 月	文部科学省に大学設置の認可申請書を提出
平成 17(2005)年 12 月	文部科学大臣より大学設置の認可 リハビリテーション学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻・4年 入学定員 60 名 作業療法学専攻・4年 入学定員 60 名 言語聴覚学専攻・4年 入学定員 40 名
	文部科学大臣より理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校として指定
	大阪河崎リハビリテーション大学校舎 竣工
平成 18(2006)年 4 月	大阪河崎リハビリテーション大学 開学
平成 18(2006)年 5 月	河崎記念講堂竣工
	大阪河崎リハビリテーション大学 開学式
	第 2 イネーブルガーデン 竣工
平成 18(2006)年 8 月	文部科学省より特定公益増進法人の認可
平成 19(2007)年 2 月	一般財団法人全国大学実務教育協会より「園芸療法士」の教育課程認定
平成 19(2007)年 4 月	河泉会設立（河崎医療技術専門学校 OB・OG 会を改組）
平成 19(2007)年 6 月	第 2 食堂（カフェキッチン「クローバー」）竣工
平成 20(2008)年 3 月	河崎医療技術専門学校 閉校
平成 20(2008)年 4 月	構内全域禁煙の実施
平成 21(2009)年 3 月	大阪府美化活動「アドプト・ロード・リハ大学前」協定締結

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 21(2009)年 4 月	5 号館増築（カフェテリア「たんぼぼ」・ガーデンルーム）竣工
平成 21(2009)年 8 月	大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）の採択
平成 21(2009)年 11 月	文部科学省より教育課程の変更申請の承認
平成 22(2010)年 3 月	近畿大学泉州高等学校と高大連携協定を締結
平成 22(2010)年 4 月	一般社団法人日本作業療法士協会及び世界作業療法士連盟(WFOT)の教育基準を満たしていると認定
平成 22(2010)年 10 月	文部科学省より大阪河崎リハビリテーション大学 2 年次編入学制度の認可
平成 23(2011)年 1 月	医療法人河崎会水間病院と精神科リハビリテーション 研究センターの管理運営業務基本協定締結
平成 24(2012)年 3 月	財団法人（現、公益財団法人）日本高等教育評価機構より大学機 関別認証評価の認定
平成 24(2012)年 10 月	私立大学等教育研究活性化設備整備事業の採択
平成 25(2013)年 5 月	貝塚市と「市民の健康及び社会福祉の充実」に関する連携協定締 結
平成 25(2013)年 10 月	私立大学等教育研究活性化設備整備事業の採択
平成 26(2014)年 1 月	文部科学省より教育課程の変更申請の承認
平成 26(2014)年 6 月	一般財団法人（現、公益財団法人）東京オリンピック・パラリン ピック競技大会組織委員会と協定を締結
平成 26(2014)年 10 月	5 号館学生食堂改装竣工
平成 26(2014)年 10 月	私立大学等教育研究活性化設備整備事業の採択
平成 26(2014)年 12 月	3 号館売店改装竣工
平成 27(2015)年 3 月	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構より理学療法学 専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻の一定水準を満たしてい る教育施設と認定
平成 28(2016)年 3 月	スクールバス待機用地としての土地購入

2. 本学の現況

- ・ 大学名 大阪河崎リハビリテーション大学
- ・ 所在地 〒 597-0104 大阪府貝塚市水間 158 番地
- ・ 学部構成
 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻
 作業療法学専攻
 言語聴覚学専攻
- ・ 学生数、教員数、職員数

学生数【平成 28(2016)年 5 月 1 日現在】

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	収容 定員	入学 定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
理学療法学専攻	240	60	74	59	62	79	274
作業療法学専攻	240	60	40	44	44	45	173
言語聴覚学専攻	160	40	21	22	20	28	91
合 計	640	160	135	125	126	152	538

※4 年次は留年生を含む

教員数【平成 28(2016)年 5 月 1 日現在】

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	専任教員数					助手	兼任	合計
	教授	准教授	講師	助教	計			
理学療法学専攻	8	3	3	2	16	—	47	84
作業療法学専攻	3	3	5	2	13	—		
言語聴覚学専攻	2	5	1	0	8	—		
合 計	13	11	9	4	37	—	47	84

職員数【平成 28(2016)年 5 月 1 日現在】

専任職員	非常勤職員	計
28	9	37

※専任職員は、法人本部職員（兼務）を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に則り、現代医学・医療環境が急激に変化する中で、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与できる人材を育成・輩出している。「大阪河崎リハビリテーション大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条に「(前略) 建学の精神「夢」と“大慈大悲”と教育理念“知育”と“人間性を育む”に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている。各専攻の教育目的については、学則第 3 条第 2 項に規定し、表 1-1-1 のとおりである。

これらの使命・目的等は、本学ホームページ（以下「ホームページ」という。）を中心に広く公表している。

表 1-1-1 各専攻の教育目的（学則第 3 条第 2 項）

<p>[理学療法学専攻]</p> <p>科学的根拠に基づいた運動療法及び物理療法により身体機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p>
<p>[作業療法学専攻]</p> <p>科学的根拠に基づいた種々の活動により心身機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p>
<p>[言語聴覚学専攻]</p> <p>ことばや聞こえ、飲み込みの機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p>

1-1-② 簡潔な文章化

上述の学則第 1 条に、本学の使命・目的が 1 文の簡潔な文章で表現されている。各専攻の教育目的についても、1 項目 1 文で簡潔に表現されている。

この簡潔な表現の制定については、平成 22(2010) 年度に教授会で審議され、大学全

体の使命・目的、各専攻の教育目的を明確かつ簡潔な文章に統一し、現在に至っている。

建学の精神等は、ホームページにおいても公表しており、この建学の精神に基づいた本学の教育理念である「“知育”と“人間性を育む”」が使命として明記されている。また、これらをより理解しやすくするため、毎年度、新入生を含む全学生に配布する学生便覧の中にも丁寧に説明している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学則第 1 条に定める目的には、建学の精神である「“夢”と“大慈大悲”」を具現化するという使命が大学構成員全員に課されている。これらの教育目的がより一層の具体性と明確性をもって社会や学生に受け入れられるようホームページをはじめ入試資料等で丁寧に説明するとともにオープンキャンパス、公開講座等の機会を利用し、浸透させる努力を続ける。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、平成 9(1997)年に設立された河崎医療技術専門学校から培われてきた「仁の心」の精神を継承し、平成 18(2006)年に「“夢”と“大慈大悲”」を建学の精神とした大阪河崎リハビリテーション大学（リハビリテーション学部リハビリテーション学科）として新たなスタートについた。「常に夢と希望を持った、仁の心（思いやりの心、いたわりの心）を備えた医療人（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）を育成する」という意味が込められており、学校法人の設立以来、一貫して、豊かな人間性（自分だけの立場でものを考えるのではなく、相手の立場に立って物事を考えること）を第一としている。このことは、医療人の育成を使命・目的とする本学にとって最大の個性であり、特色であるといえる。

建学の精神や基本理念・目的・使命などについては、これまでもホームページ、大学案内や学生便覧をはじめ、さまざまな機会、方法を通じて学内外に広く広報している（基準 1-3-② 参照）。

また、教育上の個性・特色については、関連施設を有する強みを生かした臨床実習教育にあると言える。臨床実習教育は、多様な経験を通じ、臨床的観察力や分析力及び治療・支援のための立案能力や実践力の養成に欠くべからざる教育であり、この充実した教育環境も個性、特色の一つである。地域に対して開講される公開講座も関連施設と連

携して行っており、本学の個性・特色は常に発信を行っている。

1-2-②法令への適合

本学の設置者は学校法人河崎学園である。学校法人河崎学園寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、リハビリテーション医療を担う有能な人材を育成することを目的とする。」と規定されており、それぞれの法令に適合している。さらに、上述の臨床実習教育等は、本学の教育研究を通じて質の高い医療人を育成し、広く国民の保健・医療・福祉に寄与するためのものであり、これは学校教育法第 83 条に規定されている大学の目的に適合している。

本学の使命・目的及び教育目標（目的）が法令に適合しているかどうかについては、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条に照らして、適合と判断されるが、具体的には、それぞれの認可申請やアフターケアを通じて示されている。大学設置については、平成 17(2005) 年度の大学設置審査及び平成 21(2009) 年度の完成年度履行状況調査において認められており、平成 18(2006) 年 4 月には理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による理学療法士、作業療法士養成施設として、言語聴覚士学校養成所指定規則による指定学校としての指定をそれぞれ受けている。

また、法令に定められた認証評価についても、JIHEE（公益財団法人日本高等教育評価機構）が定める大学評価基準を満たしていると認定されている（認定期間：平成 23(2011) 年 4 月 1 日から平成 30(2018) 年 3 月 31 日まで）。

さらには、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が実施する理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻の教育評価審査においてリハビリテーション教育に必要な施設基準及びカリキュラムを提供、実施できる養成施設として認定されている（認定期間：平成 27(2015) 年 4 月 1 日から平成 32(2020) 年 3 月 31 日まで）。なお、作業療法学専攻については、WFOT(The World Federation of Occupational Therapists)認定校となっている（認定期間：平成 27(2015) 年 4 月 1 日から平成 32(2020) 年 3 月 31 日まで）。

1-2-③ 変化への対応

本学では、平成 27(2015) 年度に中期計画（平成 28年(2016) 年 4 月 1 日から平成 34(2022) 年 3 月 31 日までの 6 年間）を立てて、その基本方針に大学の建学の精神、教育理念を掲げている。また、社会的情勢の変化を踏まえ、「人間性豊かな医療人・リハビリテーション職の育成」という本学の原点に立脚しつつ、さらに「地域を支えるリハビリテーション職の養成」という近年の地域社会のニーズに応えることも目指している。教職員はこの基本方針に沿って、毎年度の事業計画を策定している。現在、3 つのポリシーについては、見直しを行っているが、基本的な使命・目的については、現時点では、改定の必要性はないと判断している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の適切性は確保されていると考えるが、社会的情勢の変化に速やかに対応できるよう、建学の精神を踏まえつつ、更なる改善・向上のための

方途を模索する。また、使命・目的・教育目的及び中期計画の基本方針が、地域社会のニーズに応じたものであるかについて確認できるよう、外部有識者の参画を得た協議体の設置について検討する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

基準1-1で述べたとおり、学則第1条は、平成17(2005)年に大学設置認可申請の「大学の目的」が基となっている。設置にあたっては、学校法人河崎学園理事会役員及び前身である河崎医療技術専門学校の教職員が、その制定に携わった。平成22(2010)年の教授会において、学則第1条の大学の目的（建学の精神と教育理念）及び、第3条の各専攻の教育研究上の目的を明確にすること等について審議され、現在の規定となっている。この大学の使命・目的については学部学科の目的として位置付けている。

役員に対しては、事業計画及び事業報告の審議の際に説明を行っている。教職員に対しては、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会、入学式、卒業式、教職員を対象とした催しなどでの理事長・学長の講話でその旨を訓辞している。そのため、本学の使命・目的は、教授会・職員会議等の場で継続的に話題として取り上げられることも多く、全般的な大学運営に際しても、教育内容の検討に際しても、本学のバックボーンとして十分に認識・意識されている。

以上のように、大学の使命・目的及び教育目的等の策定及び改定は、役員、教職員の意見が反映され、かつ、周知されていることから、役員、教職員に理解と支持が得られている。

1-3-② 学内外への周知

学内外への周知については、表1-3-1のとおりであり、本学の使命・目的及び教育目的に沿った内容で学部学科専攻の教育研究の取組みが持たれていることが、大学案内、ホームページ、広報誌などさまざまな媒体を通じて学内外に公表するなど、現段階で想定されるほぼ全ての方法で学内外に明示・公表されている。またFD・SD研修会、行事や新入教職員へのオリエンテーションなどでは学長をはじめ教職員が折にふれて教育理念や使命・目的に触れた話をし、周知をはかっている。

大阪河崎リハビリテーション大学

表 1-3-1 使命・目的及び教育目的の周知について

	学則上の規定	周知方法（媒体）・当該箇所	対象
目的及び使命 (大学・学部)	大阪河崎リハビリテーション大学は、建学の精神「“夢”と“大慈大悲”」と教育理念「“知育”と“人間性を育む”」に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的とする。	平成 28(2016)年度学生便覧 3 頁 大学概要 61 頁 学則第 1 条 2015 学生便覧 3 頁 大学概要 60 頁 学則第 1 条	学内
		2016 Campus Guide 2 頁 建学の精神 37 頁 理事長メッセージ 2015 Campus Guide 2 頁 理事長メッセージ	学内外
		本学の教育ポリシー 9 頁 建学の精神	学内
		ホームページ 大学案内 大学の概要 学則・規程等 学則第 1 条 理事長メッセージ	学内外
		理事長、学長 式辞、告示など	学内
教育目的 (専攻)	<p>[理学療法学専攻] 科学的根拠に基づいた運動療法及び物理療法により身体機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p> <p>[作業療法学専攻] 科学的根拠に基づいた種々の活動により心身機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p> <p>[言語聴覚学専攻] ことばや聞こえ、飲み込みの機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。</p>	平成 28(2016)年度学生便覧 61 頁 学則第 3 条 2015 学生便覧 60 頁 学則第 3 条	学内
		2016 Campus Guide 3 頁 リハビリに不可欠な 3 領域 2015 Campus Guide 8 頁 リハビリに不可欠な 3 領域	学内外
		ホームページ 学則・規程等 学則第 3 条 専攻紹介	学内外
		理事長、学長 式辞、告示など	学内

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、設置計画に基づき運営している。また、「事業計画書」、「事業報告書」において短期目標をたてており、建学の精神と教育理念を冒頭に記述していることから、基づいた内容となっている。

中期計画立案の前提となる大学の使命・目的、建学の精神、教育理念については、基

本方針として前文に掲載し、具体的な行動目標を立てている。中期計画は、自己点検・評価委員会での検討を経て、理事会で承認され、本学グループウェア「desknet's」（以下「desknet's」という。）で全教職員に周知している。

アドミッションポリシー（以下「AP」という。）、カリキュラムポリシー（以下「CP」という。）、及びディプロマポリシー（以下「DP」という。）の3つの方針についても、建学の精神と教育理念に基づいて策定されており、社会の変化に対応できるよう内容については、常に検証し改定を行っている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学では、建学の精神「“夢”と“大慈大悲”」と教育理念「“知育”と“人間性を育む”」に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成するという目的のため、リハビリテーション学部リハビリテーション学科を設置し、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻を置いている。

本学を卒業した学生は「学士（リハビリテーション学）(Bachelor of Rehabilitation)」の学位を取得し、専攻に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家試験受験資格を得て、国家試験の合格を経たのち、本学がその使命・目的として養成をめざしている医療専門職に就く。

このように本学の教育研究組織の構成は、使命・目的及び教育目的に沿うものであると評価できる。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や教育理念を現代に生かし、大学の使命・目的を明確にしていく作業は不断に続けられなければならない。学内外に周知するにあたっては、その目的や対象に応じて、本学の人材育成目的や特色が広く伝わるよう、よりわかりやすい説明方法や表現方法を工夫するよう努めていく。FD・SD研修会、行事や教職員のオリエンテーションなどでは学長をはじめ教職員が折にふれて教育理念や使命・目的に触れた話をし、周知をはかっていることは評価できる。

平成27(2015)年度に「大阪河崎リハビリテーション大学中期計画」（平成28年4月1日～平成34年3月31日）を策定し、平成28(2016)年度から実行している。この中期計画は、社会的情勢の変化を踏まえ、本学創設の理念である「人間性豊かな医療人・リハビリテーション職の育成」という原点に立脚しつつ、さらに「地域を支えるリハビリテーション職の養成」という近年の地域社会のニーズに応えるため、その根本的機能の充実強化を図ることを基本方針とし、自ら考え課題解決のできる人材、実践の場で協働できる人材及び地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。3つのポリシーについても本学の使命目的及び教育目的との関連性がより明確になるように検証・改善を続けていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的、教育目的は学校教育法及び大学設置基準の定めに適合しており、学則において適切に簡潔に示されている。また、本学の建学の精神・教育理念は、役職教職員にも理解支持され、学内外への周知については、様々な媒体によって実施されている。事業計画書と3つのポリシーに本学の個性と特色を反映されているものと判断している。さらに、本学の使命及び教育目的をより発展的に具体化するため、急速に変貌を遂げる社会情勢や医療業界の展望を見据え、教職協働の組織の下、継続的に検討を進めている。その成果は、地域保健医療・福祉の発展に貢献できる人材育成として具体化されている。これらのことから、本学の使命・目的、教育目的は、法令に則り、適切に定め、それを大学運営に反映させていく体制が整備されていると評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学のアドミッションポリシー（以下「AP」という。）は、表 2-1-1 のとおりであり、基準 1 で述べた本学の使命・目的及び教育目標の実現に向けて、全体と入試区分に分けて策定されている。このことは、各入試区分で、どのような能力を求めて、何によって評価するのかを明確化するためである。

表 2-1-1 本学のアドミッションポリシー

対象（入試区分）	内容
全体	・リハビリテーション領域で活躍したいという高い理想を達成するよう強い意志を有する者
AO 入学試験	・本学在学中における専門知識を理解できる基礎学力を有し、かつ専門技能を修得する能力を有する者 ・自己を正しく表現でき、他を尊重でき、すべての人と円滑なコミュニケーションが図れる者
公募制推薦入学試験	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公募制推薦入学試験【学校長推薦型】 ・高校生活においてリハビリテーションを学ぶ顕著な功績を認める者 ■ 公募制推薦入学試験【自己推薦型】 ・社会活動においてリハビリテーションを意識した顕著な功績を認める者
社会人入学試験	・職業経験を通じて、人の役に立つ喜びを理解できる者
指定校制推薦入学試験	・高校生活において優秀な成績を収め、かつ、大学生活において他の学生を牽引する資質を持つ者
一般入学試験 センター試験利用入試	・専門知識を理解し技術を修得することのできる学力と資質を持つ者

AP は、「学生募集要項」、「入試ガイド」に掲載しており、本学ホームページ（以下「ホームページ」という。）でも公表し、受験生や関係者に周知を図っている。

オープンキャンパスや入試説明会では、本学志望の学生と保護者に対する全体説明で AP について説明している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、AP に沿って、選考基準などの異なる多様な入学試験を実施して、本学の求める学生像に合致する入学者を選抜している。各入試区分の特徴と評価は表 2-1-2、選考方法については、表 2-1-3 のとおりである。

表 2-1-2 各入試区分の特徴と評価

対象（入試区分）	内容
AO 入学試験	将来の活躍現場となる医療機関で必要とされる問題発見・解決能力とコミュニケーション力を試すための尺度を設定している。
公募制推薦入学試験	高校3年間の知識、活動、パーソナリティーなどを総合的に評価する。また、学校長の推薦、担任の推薦を加味するよう工夫している。
社会人入学試験	これまでの職業経験を重視し、一定の水準を設定して安定した学習意欲ならびに習慣を有する受験生であることを評価している。
一般入学試験 センター試験利用入試	大学入学後必要となる科目を設定して、十分な学習能力を備えているかを評価する。本学は偏ることのない総合的な知識の上に立って学習する必要性から、複数の科目を設定し、学生の能力にあった科目を選択できるよう工夫している。

表 2-1-3 各入試区分の選考方法

対象（入試区分）	内容
AO 入学試験	受講能力試験、協同作業能力試験、調査書
公募制推薦入学試験 A 日程	基礎能力検査方式又は小論文、集団面接、調査書
公募制推薦入学試験 B 日程	基礎能力検査方式、集団面接、調査書
公募制推薦入学試験 C 日程	小論文、集団面接、調査書
センター試験利用入試 A 日程	理科、数学、国語、外国語から 1～3 科目を選択
センター試験利用入試 B 日程	数学、外国語から 1～2 科目を選択
センター試験利用入試 C 日程	数学、外国語から 1～2 科目を選択
一般入学試験 A 日程	<p>【学科選択方式】</p> <p>生物、数学、国語、英語から 1～3 科目を選択</p> <p>【センター試験併用方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター試験科目から 1 科目、本学試験科目から 1～2 科目を選択 ・センター試験科目から 1～2 科目、本学試験科目から 1～2 科目を選択 <p>（合計 2～3 科目を選択）</p>
一般入学試験 B 日程	数学、英語から 1～2 科目を選択
一般入学試験 C 日程	数学、英語から 1～2 科目を選択
社会人入学試験 A 日程	基礎能力検査方式又は小論文、集団面接
社会人入学試験 B 日程	基礎能力検査方式、集団面接
社会人入学試験 C 日程	小論文、集団面接

平成 28(2016) 年度入試における募集人数は表 2-1-3 のとおりである。

また、平成 26(2014)年度に入試・広報合同ワーキンググループを組成し、入試制度の見直しを行い、平成 28(2016) 年度入試から実行した。主な変更点は以下のとおりである。

- (イ) AO 入試の試験科目の変更
- (ロ) 一般入試の試験科目の変更
- (ハ) 試験会場の変更
- (ニ) 試験日程の変更
- (ホ) 特待生制度の拡充

以上の入学試験については、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を中心として全学体制で行われているが、その具体的な業務は、入試委員会の指示の下に主として入試広報係が行っている。各入試区分の「試験監督要項」、「面接試験要項」、担当者別のマニュアルを作成し、入試説明会で配布・説明を行い、計画通り実施できるよう教職員に周知徹底している。このように、入学者選抜等が公正かつ妥当な方法により、適当な体制のもと運用している。

表2-1-3 入試区分別・専攻別の募集人数（平成 28 年度入試）

入試区分	リハビリテーション学部リハビリテーション学科			
	理学療法学専攻	作業療法学専攻	言語聴覚学専攻	合計
AO	9人	9人	6人	24人
推薦A	21人	21人	14人	56人
推薦B	3人	3人	2人	8人
センター試験A	3人	3人	2人	8人
センター試験B	2人	2人	1人	5人
センター試験C	1人	1人	1人	3人
一般A	12人	12人	8人	32人
一般B	4人	4人	3人	11人
一般C	2人	2人	1人	5人
社会人A	2人	2人	1人	5人
社会人B	1人	1人	1人	3人
合計	60人	60人	40人	160人

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員、収容定員、在学生数は表 2-1-4 のとおりである。

表 2-1-4 入学定員、収容定員、在学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

	入学定員	収容定員	在学生数	超過率
リハビリテーション学部	160 人	640 人	538 人	0.84
リハビリテーション学科				

本学においては、AP に沿った人材の入学を促進するため、広くそのポリシーの宣伝に努めるとともに、受験の機会をできるだけ多くする努力を行ってきた。こうした努力は、一定の評価に値するのではないかと考えるが、本学に類似した大学の増加、少子化などの影響により、作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻の定員割れの状況が続いている。理学療法学専攻については定員をやや超過するものの許容範囲内である。

[休退学防止プロジェクト]

収容定員に沿った在籍学生を適切に維持するため、「休退学防止プロジェクト」を平成 24(2012)年度から実施している。学長の指揮の下、教育力の充実・向上と学生の意欲をより積極的に伸ばし支えるため、以下の取組を行っている。

- (イ) 新カリキュラムの導入（平成 26(2014)年度）
- (ロ) チューター制と担任体制の導入・連携による身近な個別指導の実施
- (ハ) 学生面談による、休退学リスクの早期発見
- (ニ) 学長、副学長、学部長又は専攻長による面談
- (ホ) 休学者に対するフォローアップ体制の強化
- (ヘ) 復学者に対する受入れ態勢の充実
- (ト) 卒業延期者に対する個別プログラムの立案と実施

また、一人暮らしをしている新入生の休学率が高いことから、学生委員会が中心となって「一人暮らしサポートプログラム」を実施している。一人暮らしを始める新入生が新生活の支援や上級生との交流の場を設けて、上級生や教職員に相談しやすい環境をつくっている（基準 2-7-①参照）。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、魅力ある学生を今後も適切に受け入れるように、AP を精査しているところであり、平成 29 年度から改定した AP に基づいて入試選抜を行う予定である。また、入試選抜方法についても、学力のみでの合否判断でなく、多様な能力を評価するために各種入試区分を設定しているが、18 歳人口の変動、受験生の能力、社会のニーズなどを考慮して、試験内容、試験科目の工夫を図っていく。特に定員割れの状況が続いている作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻の定員充足に向けて、大阪府内及び和歌山県内の高校を始め近県の高校を中心に、本学の使命・目的、教育目標や AP の周知を努めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育目的は基準 1 に示すとおりであり、これに基づいてカリキュラムポリシー（以下「CP」という。）（表 2-2-1）、ディプロマポリシー（以下「DP」という。）（表 2-2-2）を策定し、豊かな人間性と専門的な知識・技能を備えた人材を育成するような教育課程の編成に努めている。また、医療専門職の育成について定めた学校養成施設（所）指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）の基準に従いつつ、本学の編成方針のもとで教育課程を構想している。

表 2-2-1 本学のカリキュラムポリシー

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 1~2 年次は初年次教育を含む専門基礎教育までの基礎学力の充実期間とする。・ 1~2 年次は大学生として十分に成長する期間とする。・ 各学年の臨床実習を履修するためには実習要件を満たさなければならない。・ 3 年進級のためには必須科目の修得単位数について条件を定める。・ 臨床実習前試験の合格者のみが 3 年次長期実習を履修できる。・ 3~4 年次は学士力に加えて、実技技能の習得も含む専門性を伸ばす期間とする。・ 卒業するためには卒業試験を含む卒業資格を定める。 |
|--|

表 2-2-2 本学のディプロマポリシー

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 卒業認定単位 124 単位を修得し、以下のような能力を身につけた者に卒業を認定する。
「療法士として行動できる力」
「臨床現場で課題を見つけて自ら改革できる力」 |
|--|

本学の教育課程は、平成 22(2010) 年度、平成 26(2014) 年度に改定を行ったが、大区分については、いずれも「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」の 3 区分から成っている。「専門分野」については、全専攻共通科目として、「専門基礎分野」は作業療法学専攻と理学療法学専攻の共通科目として、「専門分野」の「地域・予防医学リハビリテーション」は全専攻共通科目として開講している。それぞれの開講科目のバランスは、表 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-3 平成 26 年度以降入学者適用教育課程の編成 (開講科目の単位数)

	必/選	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合計	総計
理学療法学 専攻	必修	14	23	66	103	174
	選択	30	14	27	71	
	卒業要件	22 以上	29 以上	73 以上	124 以上	
作業療法学 専攻	必修	14	23	69	106	169
	選択	30	14	19	63	
	卒業要件	22 以上	29 以上	73 以上	124 以上	
言語聴覚学 専攻	必修	12	38	58	108	170
	選択	32	19	11	62	
	卒業要件	22 以上	41 以上	61 以上	124 以上	

[教育課程編成の方針と特徴]

本学は、建学の精神と教育理念を達成するために、教育課程の編成方針を「教育ポリシー」として定めている。

本学の教育課程においては、それぞれの専攻が育成しようとする医療専門職にふさわしい専門科目を学修せしめると共に、“知育”と“人間性を育む”ことを教育理念とし、仁の心と優れた専門知識、技術の教授を通じ、豊かな人間性と教養を養い、広く国民の保健・医療の向上と地域及び社会に寄与しうる人材を育成するような教育課程編成を追求している。

(イ) 基礎分野

A 教養教育を重視し、豊かな人間性を育てる

豊かな人間性を持った社会人として幅広い視野に立ち、状況に即した的確な判断ができるよう、専門知識を総合的に理解・応用し、深く学問を追求する。知的・道徳的、倫理的でかつ社会人としてより広い教養を身につけ、自己を見つめなおせるよう科目を配置する。

B 小グループ学修や課題解決型学修の導入

臨床現場では様々な臨床症状の変化する状況の中、適切・柔軟に対応できる判断力が重要なことから、科学的で、客観的かつ再現的に自らを表現し、理論を進め、他の意見を聞き、賛同や意義を説明できる能力を養うために少人数のゼミを配置する。

C 情報関連技術の習得

情報社会における必須科目である情報処理及び同実習、統計学を全専攻で必修とし徹底的な理解と操作を求める。PC等の情報機器の操作、情報発信と検索、データの精査などを習得し、卒業研究において統計・調査・分析ができるように科目を配置する。

(ロ) 専門基礎分野

A 基礎医学系の講義と実習

国家試験で重要視される「解剖学」及び「生理学」は講義と実習を効果的に学べるよう科目を必修科目として配置する。

B 臨床医学系の講義と実習

疾病の成り立ちと、障害の回復過程の促進を学ぶため、医療について幅広くかつ、専門性を高く学ぶことができる科目を必修科目として配置する。

C 社会福祉とリハビリテーション、社会実態の確実な認識

保健・医療・福祉などの理念を学ぶため、必修科目を配置し、選択科目として、社会福祉学や社会保障制度等の社会実態を認識する科目を配置する。

(ハ) 専門分野

A 早期体験学修

広い知識・技術を身につけた医療専門の人材育成のために、初年次から専門科目を履修させ、関連施設の協力による早期体験学修を経験させるよう科目を配置する。

B チーム医療の実践

チーム医療を実践できる能力の開発のために、コミュニケーションによる対人関係、関連職種連携を学修するための科目を配置する。

C 地域・予防医学的リハビリテーションの導入

地域の医療ニーズに応える医療人を育成するために、全専攻共通で中区分「地域・予防医学的リハビリテーション」を編成する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育目的を達成するため、幅広い分野の講義を提供し、豊かな人間性を育成したり、講義・演習・実習を調和的に提供して専門的な知識・技能を育成したり、学科を越えた分野のカリキュラムを用意して、特に医療と福祉の分野の連携を深めることのできる人材の育成に努めている。専門性を高めて臨床場面においてそれが発揮できるように、一般的な講義や演習における様々な指導方法の工夫の他、実験、実習、臨床実習（施設や病院などにおける実習）など、実際体験を通じた能動的な学修を重視している。例えば「臨床実習」に関してみると、視野を広げるための「臨床見学実習」、「臨床基礎実習」に始まり、現場の実際に触れてその実態を知る参加体験実習（「臨床検査・測定実習」、「臨床評価実習」）を経て、実際の「臨床総合実習」へと発展させるようなプログラムを各専攻において設定している。また、関連施設の協力により、プレ実習などを医療現場で行っており、OSCE（客観的臨床能力試験）を取り入れている。

平成 26(2014) 年度入学生から適用される教育課程については、1・2 年生次においては、早期に臨床をイメージさせるために専門基礎・専門科目を早期に配置した。同時に、それらを主体的に理解するための基礎学力を養う基礎科目群を配置した。3・4 年生次においては、専門知識をより立体的に学び、各科目で学んだ知識を統合することに主眼を置いた編成とした。

本学の教育課程は、本学の 3 つのポリシーに沿って、基礎分野と専門基礎分野、専門分野により構成している。本学はリハビリテーション学部リハビリテーション学科の下に理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻を置いており、CP は共通しているが、指定規則の内容がそれぞれ異なることから、編成も異なっている。

(イ) 基礎分野の科目編成

基礎分野は、「人文科学系」、「社会科学系」、「自然科学系」、「外国語系」、「健康体育系」、「教養ゼミ系」の 6 中区分からなる 25 科目によって編成している。教授方法の工夫として、基礎分野は単なる基礎教育に留まるものではなく、系統的に学修できる編成となっており、その先には専門基礎分野及び専門分野につながるよう編成している。

また、全ての学修の基盤となる「日本語力」の向上を図る科目を配置し、初年次教育と並行して学修させることにより、多岐にわたる学びのための基盤を整えるものとして位置づけている。「基礎ゼミ」については全教員による少人数クラス編成を実施し、教員と学生の距離を近くすることにより、初年次に起こりやすい学修に対する悩み等について、学生が教員に対し、気軽に相談しやすい環境を作ることを心がけている。

(ロ) 専門基礎分野の科目編成

<理学療法学専攻・作業療法学専攻>

理学療法学専攻及び作業療法学専攻の専門基礎科目は共通で開講され、リハビリテーションの理念や理論の理解に必要な基本的知識を学ばせると共に、科学的な思考力や判断力を養い、医療人としての意識形成を図るため、3 中区分からなる 37 科目を配置している。中区分『基礎医学、人体の構造と機能及び身体の発達』では、形態機能学（解剖領域・生理領域）、発育発達学、病理学などについて、『臨床医学、疾病の原因と治療』では、リハビリテーションの対象として代表的な疾病である整形外科、神経内科、小児科、精神科に関わる疾患について、『社会福祉とリハビリの理念』では、社会福祉とリハビリテーションの関わりについて学ばせる。

<言語聴覚学専攻>

リハビリテーション学科の他専攻とは指定規則の異なる言語聴覚学専攻では、他専攻の 3 中区分とは異なり、5 中区分からなる 50 科目を配置している。中区分「基礎医学」では、形態機能学（解剖領域・生理領域）、発育発達学、病理学などについて、「臨床医学及び歯科学」では、内科、神経内科、小児科、精神科、歯科に関わる

疾患について、『社会福祉とリハビリの理念』では、社会福祉とリハビリテーション等の関わりについて、『心理学』では、学習・認知心理学や生涯発達心理学などについて、『音声言語聴覚医学』では、音声学や音響学などについて学ばせる。

(ハ) 専門分野の科目編成

専門科目は専攻別に異なる。いずれもそれぞれの教育目的に応じて、初年次から体験型学修を取り入れ、徐々に臨床現場への理解を深めていく編成となっている。

<理学療法学専攻>

専門科目として 6 中区分からなる 76 目を配置している。中区分「基礎理学療法学」には理学療法に対する理解と関心を深め、将来理学療法士として働く医療・福祉・保健の分野で求められる専門知識、技術及び態度を修得させる 10 科目を配置している。平成 26(2014) 年度入学生から適用される教育課程では、運動学系科目に新たに 3 科目を追加し、1 年生次後期から 3 年生次前期まで階層的にこの領域を学ぶことができる体制とした。この領域に配置されていた従来の科目についても上記科目の追加に併せて科目名を変更し、「基礎運動学・同実習」「機能運動学・同実習」「臨床運動学・同演習」という階層が分かり易い科目名に統一した。「理学療法評価学」には理学療法を効果的に施行するために、理学療法の対象となる障害を正確かつ客観的に評価する技術を修得させる 5 科目を配置している。「理学療法治療学」には、物理療法、運動療法など 25 科目を配置している。「地域・予防医学的リハビリテーション」(後述)には地域あるいは在宅におけるリハビリテーション及び理学療法の目的、位置づけ、現状、今後の方向性を学修させる 14 科目を配置している。『臨床実習』には 9 科目を配置している。学内で学んだ理学療法の理論と技能を学外実習施設で実際の障害のある対象者に実践することで、広くリハビリテーション学に共通する基本的知識と考え方を学ばせ、専門職者としての意識形成を図ると共に、将来医療現場で協働する他職種との相互理解を深める重要な課程と位置づけている。「卒業研究」には 3 科目を配置し、卒業研究を通して研究の基礎を学び、医療の発展に貢献できるような医療人としての能力を身につけさせる。

<作業療法学専攻>

専門科目として 6 中区分からなる 62 科目を配置している。中区分「基礎作業療法学」には作業療法に対する理解と関心を深め、将来作業療法士として働く医療・福祉・保健の分野で求められる専門知識、技術及び態度を修得させる 9 科目を配置している。「作業療法評価学」には作業療法を効果的に施行するために、作業療法の対象となる障害を正確かつ客観的に評価する技術を修得させる 8 科目を配置している。「作業療法治療学」には、生活環境・行為学、義肢装具学など、20 科目を配置している。また、平成 26(2014) 年度入学生から適用される教育課程では、運動学系科目・基礎作業学系科目・生活関連 ADL (日常生活動作) 系科目の内容を整理し、科目の統廃合を行い、かつ階層的な学修になるよう配慮し配置した。併せて科目名についても、科目の内容や学ぶ技術が分かり易いように変更している。「地域・予防医学的リハ

「リハビリテーション」(後述)には地域あるいは在宅におけるリハビリテーション及び作業療法目的、位置づけ、現状、今後の方向性を学修させる 13 科目を配置している。

「臨床実習」には 9 科目を配置している。学内で学んだ理学療法の理論と技能を学外実習施設で実際の障害のある対象者に実践することで、広くリハビリテーション学に共通する基本的知識と考え方を学ばせ、専門職者としての意識形成を図ると共に、将来医療現場で協働する他職種との相互理解を深める重要な課程と位置づけている。

「卒業研究」には 3 科目を配置し、卒業研究を通して研究の基礎を学び、医療の発展に貢献できるような医療人としての能力を身につけさせる。

<言語聴覚学専攻>

専門科目として 8 中区分からなる 48 科目を配置している。中区分「障害学総論」には、言語聴覚学に対する理解と関心を深め、将来言語聴覚士として働く医療・福祉・保健の分野で求められる専門知識、技術及び態度を修得させるための 6 科目を配置している。「高次脳機能障害学」には 3 科目を配置し、失語症及び高次脳機能障害の鑑別や診断、検査、訓練について学ばせる。平成 26(2014)年度入学生から適用される教育課程では、「失語症学」と「高次脳機能障害学」の内容を整理し、科目の統合を行い、かつ、階層的な学修になるよう配置した。「言語発達障害」には 4 科目を配置し、言語発達障害についての概念や病態、これらに関連する障害、疾患、支援体制について学ばせる。「発声発語嚥下障害」には 6 科目を配置し、発声発語障害に関する評価や治療、訓練法について学ばせる 6 科目を配置している。「聴覚障害」には 8 科目を配置し、乳幼児期から老年期に至るまでの各ライフステージにおける聴覚障害、聴力低下に対する検査、評価、治療や訓練、補聴について学ばせる。「地域・予防医学的リハビリテーション」(後述)には 9 科目を配置し、地域で生活する言語聴覚障がい児・者を支援するための地域リハビリテーションについて学ばせる。「臨床実習」には 9 科目を配置し、学内で学んだ言語聴覚療法の理論と技能を、学外実習施設において実習指導者による教育援助を受けながら実際の障害のある対象者に実践し、修得していく。「臨床実習」を通して、専門職者としての意識形成を図ると共に、将来医療現場で協働する他職種との相互理解を深める。「卒業研究」には 3 科目を配置し、多様な領域においても共通に必要なとされる研究法の基礎を学ばせると共に、基本文献の精読や研究論文執筆を通して最新の技術や医療情報に対応することができる専門性を身につけさせる。

専門分野の臨床実習では、それぞれの専攻が、表 2-2-4 ～表 2-2-6 のとおり、段階を経て実習・実習指導を配置している。

表2-2-4 平成 26 年度以降入学者適用 理学療法学専攻の臨床実習 関連科目

科目名	開講時期	内容
臨床ゼミ I	1 年前期	「自己表出し、人間関係を作る力」、「分類し、系統立てる力」を身につけるため、関連施設見学を軸とした発表をおこなう。

大阪河崎リハビリテーション大学

臨床実習指導Ⅰ	1 年後期	臨床実習に参加するにあたり、注意事項を遵守し、実習生としての基本的な実習態度、医療現場における心構えなどを学ぶ。理学療法士を目指す学生として、臨床見学実習での学習のポイント、視点を学ぶ。
臨床見学実習	1 年後期	見学を通して、病院・施設における理学療法の役割について理解する。対象者の障害像を認識する。対象者やスタッフに信頼される行動・態度を体験する。
臨床ゼミⅡ	2 年前期	医療人・専門職として必要な、医療・福祉を含めた社会情勢を学ぶ。また、理学療法士として必要な運動や動作を理解するための、解剖・生理・運動学等の知識と技術を修得する。
臨床実習指導Ⅱ	2 年後期	臨床検査・測定実習に向けて、知識・技術を再学習し、また、事務手続きを行う。情報収集、動作観察、検査測定、臨床的推論といった一連のプロセスと、各項目の関連性について学習を行う。
臨床検査・測定実習	2 年後期	臨床場面において、実習指導者の指導の下、検査・測定の意義及び目的を理解し、基本的な技術を修得し、信頼性のある結果を導き出すように努め、症例に応じた検査測定の適応や方法を理解する。
臨床実習指導Ⅲ	3 年前期	後期開講の臨床総合実習に向けて、学内科目の知識の整理や再確認を行う。また、2 年次の臨床検査測定実習での自己課題を振り返り、体験した内容を他の学生間で共有する。3 年次の臨床実習で中心になる評価技術にとどまらず、4 年生での臨床実習を見据えた治療学も念頭に置く。
臨床総合実習Ⅰ	3 年後期	臨床総合実習は、理学療法評価から治療までの実際を実技として体験する。臨床総合実習Ⅰでは、主に情報収集、観察、検査・測定、総合・解釈、問題点の抽出、目標設定、治療計画の立案までの初期評価を中心に学び、臨床実習指導者の助言・指導・援助の下に治療を実施し、その検証を通して理学療法の理解を深める。
臨床総合実習Ⅱ	4 年前期	臨床総合実習Ⅱは臨床総合実習Ⅰを踏まえて、さらに理学療法評価から治療までの実際を修得する。

表2-2-5 平成 26 年度以降入学者適用 作業療法学専攻の臨床実習 関連科目

段階	科目名	内容
臨床ゼミⅠ	1 年前期	リハビリテーション、作業療法の社会的意義を踏まえ、医療人・作業療法士を目指す心構えなどを学ぶ。また、臨床現場に関わる上で必要な視点を理解する。
臨床実習指導Ⅰ	1 年後期	臨床実習で求められる常識的態度や心構えなどを学ぶ。
臨床見学実習	1 年後期	身体障害分野、精神障害分野、発達障害分野、高齢期障害分野から1 分野を見学する。実習施設の概要、対象疾患、作業療法の実践内容を見聞、体験すると共に対象者（児）やスタッフへの対応を経験し、2 年生への学修につなげる。
臨床ゼミⅡ	2 年前期	理想の OT 像を持ち、医療従事者としての基本的態度を習得するこ

大阪河崎リハビリテーション大学

		とができる。また、臨床見学実習で得られた自己課題を理解し、その課題を解決するための具体的な取り組み方を考え、実行する。
臨床実習指導Ⅱ	2 年後期	臨床検査・測定実習で求められる評価計画を立案し、適切な評価を行うことができる。
臨床検査・測定実習	2 年後期	身体障害分野、精神障害分野、発達障害分野、老年期障害分野から1 分野の施設にて実習を実施する。臨床の場で対象者（児）の評価法を習得し、作業療法士としての基本的な態度を学ぶ。
臨床実習指導Ⅲ	3 年前期	臨床総合実習Ⅰにおける基本的な検査・測定・治療の技術習得を基に、医療従事者としての適切な行動が当たり前のように行動できることを指導する。また、評価や治療における一連の流れ（初期・最終評価）理解して実践できるように、実習に向けた問題解決ができることを学ぶ。
臨床総合実習Ⅰ	3 年後期	身体障害分野、精神障害分野、発達障害分野、老年期障害分野から 1 分野の施設にて実習を実施する。臨床の場で対象者（児）の評価法を習得し、さらに治療計画の立案・治療実施を経験し作業療法士としての基本的な役割を実践する。
臨床総合実習Ⅱ	4 年前期	身体障害分野、精神障害分野、発達障害分野、老年期障害分野から 1 分野の施設にて実習を実施する。臨床の場で対象者（児）の評価法を習得し、さらに治療計画の立案・治療実施を経験し作業療法士としての基本的な役割を実践する。

表2-2-6 平成 26 年度以降入学者適用 言語聴覚学専攻の臨床実習 関連科目

段階	科目名	内容
臨床ゼミⅠ	1 年前期	「自己表出し、人間関係を作る力」、「分類し、系統立てる力」を身につけるため、関連施設見学を軸とした発表をおこなう。
臨床実習概論	1 年後期	保育所、老健福祉施設の見学実習を実施する。 ・定型発達を知ることにより、発達に障害のある子どもへの支援の在り方を学ぶ。 ・小児の発達支援施設における役割、多職種間の連携のあり方を知る。
臨床実習指導Ⅰ	1 年後期	実習に向け、日本語力向上とフリートークの技術向上に努める。情報収集の方法を学ぶ。
臨床ゼミⅡ	2 年前期	実習時に必要な簡単な検査の実技や、介助方法などを学習する。
臨床実習指導Ⅱ	2 年後期	臨床基礎実習に向け、これまで履修した言語聴覚障害、摂食嚥下障害についての基礎的知識等をベースに専門職としての視点で観察記録を作成する。
臨床基礎実習	2 年後期	医療・介護・福祉・教育機関において、言語聴覚・摂食嚥下障害のある方の実態と言語聴覚士の業務内容を見学し、対象児・者に対する言語聴覚士の基本的態度、ニーズの把握とその解決に必要な支援の方法、関連職種の職務内容等の概略を学ぶ。

臨床実習指導Ⅲ	3 年前期	臨床評価実習で必要となる基礎的な知識・技術が習得できる講義・演習を行う。専門基礎分野についてグループで学習する。言語聴覚療法に関する評価方法を演習しながら習得する。
臨床評価実習	3 年後期	医療・介護・福祉・教育機関において、言語聴覚・摂食嚥下障害のある方の実態と言語聴覚士の業務内容を理解し、対象児・者のニード把握とその解決に必要な支援の方法を学ぶ。
臨床総合実習	4 年前期	医療・介護・福祉・教育機関において、言語聴覚・摂食嚥下障害のある方の実態と言語聴覚士の業務内容を理解し、対象児・者のニード把握とその解決に必要な支援の方法を学ぶ。

<地域・予防医学的リハビリテーション>

平成 26(2014) 年度入学生から適用される教育課程から、現在のリハビリテーションに「地域連携」と「IPE（専門職間連携教育）」は極めて重要であり、本学の特色となることから、その内容が属する専門分野の科目区分である「地域理学療法学・地域作業療法学」と、従来本学が特色としてきた「予防医学的リハビリテーション」の科目区分を統合し、新たに「地域・予防医学的リハビリテーション」の中区分を新たに設けた。この統合した中区分を「本学の特色を集約した中区分」と位置付けている。「地域・予防医学的リハビリテーション」は、3 専攻共通で予防医学と地域リハビリテーションとそのための職種間連携について学修する。

<園芸療法課程>

本学では全国大学実務協会が認定する園芸療法士の養成校でもあり、資格取得における必修科目（表 2-2-7）を修得した上で、所定の選択科目（表 2-2-8）を修得するか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家試験に合格することで、園芸療法士の資格を得ることができるよう科目を配置している。

表 2-2-7 平成 26 年度入学者以降適用園芸療法士資格取得における必修科目

認定領域	本学開講科目名	単位数
園芸論	園芸論	2
園芸療法論	園芸療法	2
園芸療法実習	園芸療法実習Ⅰ	1
	園芸療法実習Ⅱ	1
ガーデニングⅠ	ガーデニング	2

大阪河崎リハビリテーション大学

表 2-2-8 平成 26 年度入学者以降適用園芸療法士資格取得における選択科目

認定領域	本学開講科目名	単位数							
		PT		OT		ST			
		必修	選択	必修	選択	必修	選択		
1	介護理論	介護予防論		1		1			1
2	障害者福祉	障害者福祉論		1		1			1
		障害予防概論		1		1			1
		関連職種連携論（含チームワーク論）		1		1			1
		地域ケアシステム論				1			
3	高齢者福祉	社会保障制度		1		1		1	
		関係法規		1		1		1	
		社会福祉学		2		2			2
4	障害者・高齢者レクリエーション実技	レクリエーション		2		2			2
5	福祉機器演習	医用福祉機器論		1		1			1
6	身体障害者の心理	臨床心理学（STのみⅠ・Ⅱ）	1			1			2
		聴覚心理学							1
7	心の障害者の心理	心理学	2			2			2
8	香りの心理	アロマセラピー		1		1			1
9	高齢者の医学	内科学（PTOTはⅠ・Ⅱ）	2			2			1
		医学概論		1		1			1
		リハビリテーション医学		1		1			1
		高齢期障害評価学演習				1			
		高齢者障害作業療法学				1			
10	障害者の医学	運動療法学総論	1						
		運動療法学実習	1						
		身体障害評価学演習Ⅰ				1			
		身体障害評価学演習Ⅱ				1			
		リハビリテーション概論（含地域リハビリテーション）	1			1			1
11	精神医学	精神医学（PTOTはⅠ・Ⅱ）	2			2			1
12	精神保健	社会福祉援助技術論（含ケースワーク論）		1		1			1
13	作業療法	作業療法学概論				1			
14	理学療法	運動器系理学療法学	1						
		運動器系理学療法学実習	2						
		理学療法学概論	1						
15	救急法	一般臨床医学	1			1			1
		救急医学		1		1			1
16	コミュニケーション論	コミュニケーション学		2		2			2
合計単位数			15	18	14	19	13	14	

* 8 領域 16 単位を修得

制度面に関しては、本学学生が確実に基礎知識を身につけた後、速やかに臨床実習を経験できるよう、臨床実習要件科目のうち未修得となった科目を、臨床実習までに再履修のうえ単位修得させる「特別履修」制度を平成 27(2015) 年度から実施している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を教育方法に深く反映させ、教育目的の達成を図るために、大学のあらゆる情報を集約し、教育方法の改善に繋げるシステムの構築を進めていく。

また、具体的な教育活動に関する情報は、今後も様々な機会を通して広く公開するように努めていく。

カリキュラムや講義内容は、不断に見直しが行われなければならないという立場に立ち、一層の充実のための取り組みを行う。特に、平成 26(2014) 年度からカリキュラム改革がスタートしたことから、適切な運営に努め、評価・検証を行っていく。

カリキュラムマップ上の科目単位では、系統的な学修ができるよう配置を行っているが、授業内容についても、関連する科目担当教員間で定期的に講義内容や進捗等の情報共有を行うことが必要である。それによって、複数の授業が結びついたものとなり、より学修効果の高い授業を実施することが可能となる。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学は、大学院を設置していないため、学内ワークスタディ制度（基準 2-7 参照）による SA(Student Assistant) を活用している。SA 配置の実務は教務委員会と学務係が行っている。SA の配置にあたっては、SA 自身の学業の妨げにならないよう従事時間を考慮すると共に、守秘義務や勤務条件について周知を徹底している。SA が従事する内容は、授業の準備、実習授業の補助、ノートテイクなど多岐にわたる。基準 2-9-② で後述するが、一部の演習や実習については、SA の活用の他、複数の教員が少人数グループを分担して指導する形態を取っている。

平成 27(2015) 年度の学修支及び授業の支援内容は次の通りである。

(イ) 入学前教育

早期に入学の決まる AO 入試・公募制推薦入試・指定校推薦入試の各合格者を中

心に、11月～3月にかけて、入学後に必要な「生物」の基礎知識の講義（45分×2コマ×3回）、セラピストになろうとする動機付け指導のための「体験授業」（100分×2回）、文章力の確認と向上のための課題を計3回のスクーリングで実施している。

また3月末には、「プレ・オリエンテーション」の名称で、若手セラピストによる講演、学生同士の交流や入学に備えての情報提供、漢字課題への取り組み、等を実施している。

新入生オリエンテーションで、国語、漢字、生物の試験を実施し、到達度を確認するとともに、「基礎ゼミ」のクラス分けの参考にしている。

(ロ) 初年次教育

学生生活におけるスケジュール管理指導のために「ダンドリ手帳」を導入（基準2-6参照）し、基礎学力特に平成24(2012)年度から実施している「日本語力向上プロジェクト」による日本語力の確認や向上のための取り組み、セラピストへの動機付け向上のために、専門基礎・専門科目を早期に配置し、「臨床ゼミⅠ」で関連施設の協力の下、「早期施設見学」を実施している。リメディアル教育については、学習支援委員会が中心となり実施している。

(ハ) 担任、チューター制

本学では、学生一人一人をきめ細かく指導できるよう、全ての専攻において、複数制の学年担任を置き、週1回のホームルームを設け、情報の伝達や学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般について相談に応じ、指導と助言を行っている。具体的には、選択科目の履修指導、学修の動機づけ、学修状況の把握、国家試験への助言、マナー指導などが挙げられる。また、必要な学生にはチューターを配し、学生との個別話し合いや悩み相談等を実施している。

(ニ) 国家試験対策

国家試験対策に関しては、学生主体のグループ学修の環境整備のため、自習室の確保や試験直前の日曜日及び祝日の図書館の開放を行っている。各専攻や国家試験対策室を中心に、対策講義、勉強合宿、模擬試験の解説などを行っている。

(ホ) 保護者会

本学では学期ごとに保護者へ学生の成績を郵送で通知している。保護者会については、1～3年生対象を年1回、4年生対象を年2回実施している。保護者会では、希望に応じて個人面談も行っている。この保護者会の開催にあたっては、各専攻、教務委員会、学生委員会、国家試験対策室、キャリアセンター等が協働して実施している。

(ヘ) オフィスアワー

全教員は、シラバスにオフィスアワーを明示し、学生の相談、質問に応じている。

オフィスアワー以外の時間帯についても、教員と学生間で調整して面会を行っている。また、一部の教員については、電子メールによる相談、質問にも応じている。

(ト) 学修施設の整備

本学では、学内 LAN とインターネットに接続した PC を学習用に開放している。利用者アカウント（ID とパスワード）は新入生オリエンテーション期間中に諸注意と、情報セキュリティ室による情報倫理講習を実施した後に、交付し、具体的な使用方法は情報処理学の授業やホームルームなどで説明している。機器のトラブルや問い合わせには、事務職員がヘルプデスクとして対応している。学生には入学と同時に Web メールアカウントも交付している。このシステムはインターネットに接続した PC、スマートフォンであれば学外でも使用できる。これにより、プライベートなメールアドレスを使用することなく、教員への連絡や課題提出、就職活動などが可能である。また、附属図書館の蔵書やデータベース検索、電子ジャーナルや個人ポータルの利用、Webメールの送受信などが、常時可能である（詳細は、基準 2-9 参照）。

(チ) 障がい学生の支援

教務委員会及び学生委員会を中心に特別な学修支援を必要とする学生に対する支援を行っている。具体的には、補聴器の相談、ノートテイクの実施及びノートテイクの育成（研修会の実施）、試験時の時間延長等を行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修支援体制は、担任・チューター制や入学前教育やリメディアル教育、オフィスアワーなどによる学修支援体制が機能しているが、学修・生活支援の必要な学生が増えているので、教務委員会、学習支援委員会及び学生委員会の連携を強化していく。学修支援に対する学生の意見くみ上げ等については、基準 2-7 で述べているが、学生のニーズに即応できるよう取り組んでいく。また、卒業年度の国家試験に合格しなかった者に自習室を設けて、質問しやすい環境の提供を行う。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位の認定、進級・卒業・修了要件については、「大阪河崎リハビリテーション大学

学則」(以下「学則」という。)第3章及び、それに基づいて策定された「大阪河崎リハビリテーション大学履修規程(以下「履修規程」という。))」、「大阪河崎リハビリテーション大学試験規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学学位授与規程」に定めている。

[単位認定]

単位の認定は、学則第11条～第13条、「履修規程」第10条及び第11条の定めにより、科目の履修と定期試験(筆記試験、レポート試験、実技試験など)により、出席状況などを勘案して行っている。評価方法については、全ての科目についてシラバスに明示しており、厳正に適用している。オムニバス形式の授業については、主担当者を必ず決定し、科目責任者として全体を統括することとしている。各科目の成績評価方法はシラバスに明記されており、初回の授業でも言及することで、履修生に周知している。授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験及び再試験とすることを「試験規程」に規定している。各学期末に定期試験を行い、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験不合格者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。定期試験は、学則第13条及び「試験規程」第3条で、当該科目の出席回数が授業時間数の3分の2に満たない場合、「臨床実習」の出席時間数が所定の時間数の5分の4に満たない場合、受験することを認めないとしている。各科目の成績は、100点を満点とする点数で、60点以上を合格としている(表2-4-1)。また、よりの確な成績評価を実施するため、平成27(2015)年度以降の入学者からは、新たな成績評価基準(表2-4-2)を導入した。

表 2-4-1 平成 26 年度以前入学者適用 成績評価基準

成績	評価区分	成績指数
100 ～ 80 点	優	4
79 ～ 70 点	良	3
69 ～ 60 点	可	2
59 点	不可(表記しない)	0

表 2-4-2 平成 27 年度以降入学者適用 成績評価基準

成績	評価区分	成績指数
100～90 点	S	4
89～80 点	A	3
79～70 点	B	2
69～60 点	C	1
59 点	F(表記しない)	0

また、GPA(Grade Point Average)については、「特別奨学金」や「河崎賞」等の特別奨学金対象学生選考の基準として活用することや、個別指導を要する成績不振の学生の参

考資料として活用していることに加えて、平成 27(2015) 年度より修得単位通知書に表記し、学生に自身の修学状況を認識させるものとして活用している。

[実習要件]

各学年に担当している「臨床実習」について、当該専攻の授業科目を系統的に学修できるように、「臨床実習」科目の履修要件を設けており、各年次に開講される必修科目について未履修がないように設定している（表 2-4-3）。この要件は履修規程に規定し、「履修の手引き」に明示している。

表 2-4-3 「臨床実習」科目の履修要件
理学療法学専攻（平成 22～25 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床見学実習（1 年次後期集中）の履修は認められません。 1 年次において履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目のうち、前期科目は単位修得、後期科目は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床検査・測定実習（2 年次後期集中）の履修は認められません。 2 年次までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習Ⅰ（3 年次後期）の履修は認められません。 3 年次までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 4)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習Ⅱ（4 年次前期）の履修は認められません。 4 年次前期までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。

作業療法学専攻（平成 22～25 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床見学実習（1 年次後期集中）の履修は認められません。 1 年次において履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目のうち、前期科目は単位修得、後期科目は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床検査・測定実習（2 年次後期集中）の履修は認められません。 2 年次までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習Ⅰ（3 年次後期）の履修は認められません。 3 年次までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 4)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習Ⅱ（4 年次前期）の履修は認められません。 4 年次前期までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。

大阪河崎リハビリテーション大学

言語聴覚学専攻（平成 22～25 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床基礎実習（1 年次後期集中）の履修は認められません。 1 年次において履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目のうち、前期科目は単位修得、後期科目は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床評価実習（3 年次後期集中）の履修は認められません。 3 年次までに履修すべき全ての専門基礎分野の必修科目及び専門分野の必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習（4 年次前期）の履修は認められません。 4 年次前期までに履修すべき全ての必修科目の単位を修得又は修得見込み（履修中）であること。

理学療法学専攻（平成 26 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床見学実習（1 年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1 年前期「臨床ゼミ I」が修得済みであること (2) 1 年後期「臨床実習指導 I」が修得見込みであること
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床検査・測定実習（2 年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1 年生全期、2 年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 2 年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習 I（3 年次後期）の履修は認められません。 (1) 1 年生全期、2 年生全期、3 年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 3 年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 4)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習 II（4 年次前期）の履修は認められません。 (1) 1 年生全期、2 年生全期、3 年生全期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 4 年生前期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること

作業療法学専攻（平成 26 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床見学実習（1 年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1 年前期「臨床ゼミ I」が修得済みであること (2) 1 年後期「臨床実習指導 I」が修得見込みであること
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床検査・測定実習（2 年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1 年生全期、2 年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 2 年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習 I（3 年次後期）の履修は認められません。 (1) 1 年生全期、2 年生全期、3 年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 3 年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること

大阪河崎リハビリテーション大学

実習要件 4)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習Ⅱ（4年次前期）の履修は認められません。 (1) 1年生全期、2年生全期、3年生全期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 4年生前期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
---------	--

言語聴覚学専攻（平成 26 年度入学者カリキュラム）

実習要件 1)	次の要件を満たさなければ、臨床実習概論（1年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1年後期「臨床実習指導Ⅰ」が修得見込みであること
実習要件 2)	次の要件を満たさなければ、臨床基礎実習（2年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1年生全期、2年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 2年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 3)	次の要件を満たさなければ、臨床評価実習（3年次後期集中）の履修は認められません。 (1) 1年生全期、2年生全期、3年生前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 3年生後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 4)	次の要件を満たさなければ、臨床総合実習（4年次前期）の履修は認められません。 (1) 1年生全期、2年生全期、3年生全期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 4年生前期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること

上述の定期試験の受験資格や「実習要件」のため、授業への出席状況には教職員側でも常に注意を払っており、出欠の記録を徹底すると共に、欠席が目立つ学生については科目担当教員が学務係や担任に照会し、必要に応じて面談を実施するなどの対応を行っている。平成 25（2013）年度に「学籍データ管理システム」を導入し、平成 26(2014)年度に「学修状況可視化システム」を導入し、履修登録から成績管理までを Web 上で行ったことにより、出席状況や成績を常時照会できるようになっている。

「実習要件」を満たしていない学生や「臨床実習」が不可となった学生については、保護者と三者面談等を実施して今後の対応を確認している。

[履修登録単位の制限]

登録単位数の上限は、「履修規程」第 4 条に各学期に登録できる単位数について規定している（前期 25 単位、後期 25 単位）。

[既修得単位の認定]

本学入学前に大学又は短期大学等において修得した単位は、学則第 13 条の定めるところに従い、教育上有益と認められるとき、本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。これに該当するケースは、科目担当教員に確認したうえで、教務委員会で本学の科目内容との整合性を審査し、教授会で認定される。医療専門職育成の教育課程であることから、専門科目の認定に至る事例は少なく、ほとんどが基礎分野としての認定である。他大学との単位互換協定は、結んでいない。

[卒業要件]

修業年限については、学則第 4 条で、修業年限は 4 年とし、8 年を越えて在学することができないこととしている。

卒業要件は DP に、卒業認定単位 124 単位を修得し、「療法士として行動できる力」、「臨床現場で課題を見つけて自ら改革できる力」を身につけた者に卒業を認定としている。これに基づき、休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、所定の課程を修めた者には、教授会に諮り、学長が卒業を認定することとしている。本学の各専攻における卒業要件単位数は 124 単位で、その詳細は表 2-4-3 と表 2-4-4 のとおりとする。

表2-4-3 平成 26 年度以降入学者適用 卒業要件単位数

授業分野	卒業要件、単位数		
	理学療法学専攻	作業療法学専攻	言語聴覚学専攻
基礎分野	22	22	22
専門基礎分野	29	29	41
専門分野	73	73	61
合計（卒業要件単位数）	124	124	124

表2-4-4 平成 22～25 年度年度入学者適用 卒業要件単位数

授業分野	卒業要件、単位数		
	理学療法学専攻	作業療法学専攻	言語聴覚学専攻
基礎分野	22	20	22
専門基礎分野	29	29	39
専門分野	73	75	63
合計（卒業要件単位数）	124	124	124

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位の認定、進級・卒業・修了要件については、引き続き、厳正に適用をしていく。

また、GPA については、従来学内での学生指導にのみ活用してきたが、平成 27(2015)年度より修得単位通知書に表記し、学生に自身の修学状況を認識させるものとして活用する予定である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

進路については担任が、就職については担任及びキャリアセンターが相談窓口となり、支援・助言を行っている。学内外の教育課程の進行に応じて、毎年初めに、就職ガイダンスの開催と同時に学生一人一人の進路の希望を把握するために就職希望調査を実施している。インターンシップを含むキャリア教育に関しては、教員と職員の協働による支援体制がキャリアセンターを通じて整備されている。

また、各種就職対策講座を取り入れ、学生に対しての就職支援を実施し、社会的・職業的自立の発達を促すため、常駐しているキャリアセンター職員による就職相談等の指導体制を整えている。また、4年次に計2回の保護者会を開くことで、就職に関する保護者の理解と協力を図っている。

求人に関する情報提供に関し、平成23(2011)年度から「就職支援システム」を導入し、求人に関する情報が学内外からもアクセス可能となり、就職活動に寄与している。講演会や卒業生による勉強や研修会等の開催時には、卒業生と在学生在が交流できる場を設けており、進路や就職についての話し合いが行われ、その結果として、高い就職率を確保している。

ほとんどの就職については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家試験が要件となっている（国家試験対策については、基準2-3参照）。平成27(2015)年度の卒業生数、国家試験合格者数、進路状況は、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 平成27年度卒業生数等（平成28年5月1日現在）

	卒業生数	国家試験合格者数	就職希望者数	就職者数
理学療法専攻	61	39	40	40
作業療法専攻	30	28	28	28
言語聴覚専攻	21	18	18	18
学部計	112	85	86	86

また、平成25(2013)年度から「国家試験全員合格プロジェクト」を実施し、以下の内容できめ細やかな教育・指導体制の構築を目指している。

- (イ) 国家試験に向けて教育目標・方向性の共有を目的とした教職員研修の実施
- (ロ) 国家試験に関する科目間連携の強化
- (ハ) 卒業延期者や既卒者（国家試験不合格者等）に対する国家試験対策特別講座（個別プログラム）の開講と授業料等の特例減免制度の継続実施
- (ニ) 担任及びチューター制度を強化し、国家試験担当者を加えることによる、さらにきめ細かい強力な指導体制の確立
- (ホ) 自習室の開放拡大、関係資料の充実

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

就職については、担任、キャリアセンターの連携体制により、国家試験に合格し、就職を希望する学生の就職率は 100 %を達成している。今後も国家試験合格率を高めて、就職率 100 %を維持していくとともに、学生に様々な施設の採用状況や就職情報を提供し、働く意識を高めるとともに、特に臨床総合実習施設との連携を深めるため、臨床実習施設対象就職説明会も開催する予定である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、卒業生のアンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価を行っている。

各科目については、学習目標と成績評価基準をシラバスに明示している。個別の学生については、GPA の平均値などから検証を行っている。

自己点検・評価活動の一環として、各専攻、教務委員会、FD 委員会、国家試験対策室、キャリアセンター等が行っている点検・評価は以下のとおりであり、教授会、大学運営調整会議で報告されている。

(イ) データベースの構築

平成 25(2013) 年度「学籍データ管理システムの導入」と平成 26(2014) 年度「学修状況可視化システムの導入」などをテーマとして、私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択された。これらの設備整備により、入学時から卒業後までの学生データをデータベースとして構築しているところであり、今後 IR(Institutional Research) 室を中心に活用を行っていく。個々の学生の把握については、担任及びチューターが行っている。

(ロ) 国家試験の合格率、専門職就職率の把握

本学の使命・目的、教育目標から、国家試験の合格率、専門職就職率は極めて関心の高い項目であり、国家試験合格率については、各専攻、国家試験対策室、キャリアセンターを中心に分析や入学時からの追跡調査を行い、今後の対応策の検討を行っている。

就職については、キャリアセンターを中心に、毎年度、就職希望調査を実施し、卒業生全員が希望する職場に就職できるように支援している。また卒業時に就職アンケート調査を実施し、就職状況を把握している。これらのデータをもとに、状況分析や就職活動における支

援の改善を検討している。また、関連資格の把握についても、学務係と連携して行っている。

(ハ) ダンドリ手帳による学修状況の把握

平成 23(2011) 年度まで、学生が授業にどのような学習状況で臨んでいるかの点検・指導は、「生活習慣を身につけさせる。学習習慣を身につけさせる。自己管理能力を養う。」を目的に SGL 教員、担任教員が中心に「学生ポートフォリオ」を活用していた。

カリキュラムの改正を行った平成 24(2012) 年度以降は、SGL を基礎ゼミに変更し、「学生が主体的に計画的な学修を行う。」を目的に、「ダンドリ手帳」に名称を変えて、運用している。また平成 26(2014) 年度からは、学生からの意見を汲み入れ、「ダンドリ手帳」の小型化、軽量化を図り、「A5 サイズ」の手帳に変更し、学生が常備しやすい工夫をした。

個々の学生の学習状況については、基礎ゼミ教員、担任教員が中心に点検、指導を行い、学生の学習状況の把握に努めている。

(ニ) 学生による授業評価の実施

学生による授業評価は各学期の中間期に行われ、その結果は集計されて科目担当教員全員に配布されるとともに、学生及び一般に対して図書館と事務室に配備している。教員はこの学生による授業評価結果を受け止めて、以後のシラバスや授業の実施に反映させている。

授業評価に関しては、各学期末に一部の科目(ランダム抽出、新規担当教員の科目、前年度 3.5 未満の科目)約 35 科目対象に実施している。

授業評価のアンケート項目については、表 2-6-1 のとおり 17 項目であり、自由記載を除いて、5 択の選択肢となっている。

表 2-6-1 学生による授業評価アンケート 質問項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. あなたはこの授業にどのくらいの割合で出席しましたか。2. 質問や発言など、あなたは授業に積極的に取り組みましたか。3. 授業の予習・復習をよくしましたか。4. シラバス等で、授業の目的、内容、成績評価の基準は適切に示されていましたか。5. 授業の内容はシラバスの内容と対応していましたか。6. 授業の難易度は適切で、理解可能な範囲でしたか。7. あなたは授業により知的な刺激を受け、さらに関連する分野を学んでみたいと思いましたか。8. 黒板、視聴覚、情報機器等を使用する授業の場合、使い方は効果的でしたか。(黒板等を使用しない授業の場合は回答不要)9. テキストやプリントなどの補助教材は授業内容を理解するのに役立ちましたか。10. ノートやメモは取りやすかったですか。11. 教員の声、話し方は聞き取りやすかったですか。12. 理解すべき重要な箇所が強調されるなど、授業の説明は分かりやすかったですか。13. 教員は学生に授業への参加(質問、発言、自主的学習など)を促し、質問や討論に充分に対応していましたか。 |
|---|

14. あなたにとって、授業の進度は適切なものでしたか。
15. 授業に対する教員の熱意を感じましたか。
16. 総合的に判断して、この授業に満足しましたか。
17. この授業でよかった点は何ですか。またこの授業を改善すべき点は何かありますか。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生による授業評価アンケートについては、全ての開講科目を対象として、各学期の中間に、学生による授業評価を実施し、その結果を FD 研修会で全員の傾向や問題点を共有した上で各教員の授業改善に役立てている。この学生による授業評価には、具体的な授業の進め方のよさや問題点の指摘などがあるので、各教員が授業を反省し改善するためのヒントとなっている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善のための評価として、本学では以下の取り組みを行なっている。

- (イ) FD 活動（授業評価アンケートのフィードバックを含む）
- (ロ) シラバス作成要領に基づく教務委員長のチェック、指導
- (ハ) 専攻会議

本学では、開学完成年度までに授業評価の体制を整え、当初は全ての開講科目について毎年の授業評価アンケートを実施し、FD 研修会でのフィードバック研修を行ってきた。学生からの要望に即応するため、学期末から学期中間でのアンケート実施に変更した。結果については、全体平均とその推移状況、自由記載コメントの要約を FD 研修会にて FD 委員会より全教員へ向けてフィードバックしている。また、評価の平均が 3.5 以下の科目担当教員については、学長、副学長より個別の面談指導を行っている。教育改善につながる講演会や研修を教職員向けの FD 研修会として開催し、また学外で開催される講演会研修会への教職員の参加を促すとともに参加した教職員にフィードバックの報告を依頼して情報共有にも努めている。

シラバス作成にあたり、平成 20(2008) 年度より詳細なシラバス作成要領を作成して全教員に配布し、表記・評価基準の統一を図り、また提出シラバスについても平成 24(2012) 年度より教務委員会で点検（1 次点検：事務局、2 次点検：教務委員長）を行い、不適切なシラバスには担当教員に修正を依頼して意識改革を進め、より良いシラバス作成につながるよう努力している。

これらの活動、教育情報の共有については毎週行われる専攻会議で随時報告や意見のフィードバックが行われており、全学で改善努力が続けられている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価については、今後も FD 委員会が中心となって継続実施し、授業の改善に役立てていく予定である。その上で、中期に授業評価を実施し、早期に集計作業を行い、開講中に教員が学生にフィードバック出来るよう、集計作業効率やシステムの改善等を検討していく。授業評価の項目については、学生の授業への取組状況がより明確にわかるように見直しを行う予定である。

平成 25(2013) 年度及び平成 26(2014) 年度に私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択され、整備を行った「学籍データ管理システム」と「学修状況可視化システム」を活用して、教育目的の達成状況を点検・評価を細かく分析し、教育内容・方法及び学修指導等の改善のためのフィードバックを適切に実施していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生支援に関わる組織は、学生部であり、「大阪河崎リハビリテーション大学副学長等選考規程」第 7 条の規定により、任命された学生部長が統括をしている。学生部は、学生部長、学生部副部長、事務局教務部長、学務係職員と学生部長を委員長とする学生委員会で構成されている。学生委員会では、「大阪河崎リハビリテーション大学学生委員会規程」第 3 条に規定する以下の事項について協議を行っている。

- (イ) 大学行事に関すること
- (ロ) 学生の課外活動及び大学祭に関すること
- (ハ) 学生の広報に関すること
- (ニ) 学生の施設使用に関する事項
- (ホ) 学生生活の諸問題について
- (ヘ) 学生の福利厚生について
- (ト) 学生親睦会に関すること
- (チ) その他委員会が必要と認める事項

また、学生生活の安定のため、学生部の他、学生相談室、担任、ゼミ指導教員、保健委員会、キャリアセンター、臨床心理士等が多面的に支援する体制を整えている。

平成 26(2014) 年 4 月に就職支援室をキャリアセンターに改称し、学生支援の強化を図った。学生に対しては、「学生便覧」の 17 頁から 20 頁に各種問合せ・申請・手続き・届け出窓口の一覧を掲載して周知している。

[経済的支援]

本学における経済的な学生支援制度として、以下のとおり運用を行っている。

(イ) 特別奨学金制度（特待生）

「大阪河崎リハビリテーション大学特別奨学金給付規程」第 2 条第 2 項に規定する入学者に対する特待生については、成績優秀者の勉学を奨励するために、授業料の

全額又は一部を免除する本学独自の制度であり、「特待生選抜入学試験（【一般入学試験 A 日程】又は【センター試験利用入試】）において極めて優秀な成績で合格した入学者から次の基準で選抜して、授業料を免除している。なお、従前において一定数に対し特別奨学金の給付を行っていたのに対し、平成 28(2016) 年度入試より、奨学金制度の拡充を行い、一定の基準を満たした全ての受験生を対象に初年次の授業料 1 年分又は 1 年分の 1/2 を免除している。

- ・ 合格者の中から総合得点 85% 以上の全員に対して、初年次授業料 1 年分を免除する。
- ・ 合格者の中から総合得点 75% 以上の全員に対して、初年次授業料 1 年分の 1/2 を免除する。

2 年生から 4 年生に対する特待生については、「特別奨学金給付規程」の規定に従って運用しており、各学年 3 人（1 専攻につき 1 人）程度、授業料の 1/2 を前年度の GPA 順位上位者の中から、課外活動等の状況を選考基準とし、奨学金委員会で審査の上、給付している。

卒業に際して給付される河崎賞については、1~3 人程度、総額 100 万円以内を累積 GPA 順位上位者の中から、課外活動等の状況を選考基準とし、奨学金委員会で審査の上、給付している。

この特別奨学金については、いずれも学業が優秀でかつ素行が他の模範となった学生に表彰している。

(ロ) 経済支援特別奨学金制度

平成 22 年度に「大阪河崎リハビリテーション大学経済支援特別奨学金規程」を制定し、同年度からこの規程に基づいて、本学の学生で学業等が優秀でありながら、経済的理由による修学困難な学生に奨学援助を行うことを目的とした本学独自の制度を実施している。

選考基準は、本学独自の選考基準と日本学生支援機構奨学生の選考基準を一部準用し、奨学金委員会で審査の上、年額 20 万円を 10 人程度に給付している。

(ハ) 学外奨学金制度

日本学生支援機構奨学金及び民間団体等の奨学金制度への積極的応募を奨励している。日本学生支援機構へは学生本人が申請することになっていることから、学務係が手続きの詳細について、希望者全員に対して全体説明を行い、個別指導を行っている。民間団体等の奨学金については制度の趣旨に沿った学生を推薦し、平成 25(2013) 年度に国際ソロプチミストから 1 名の学生が給付を受けた。

以上の奨学金制度は、ホームページで公表している他、「学生募集要項」、「学生便覧」に掲載し、入学時のオリエンテーションで説明し、学内掲示板等で募集の案内を行っている。

(二) 学生納付金

本学の学生納付金は、前期と後期の分納制（一括納付も可）としている。各期の期限内に学生納付金の納入がない場合、学則及び「大阪河崎リハビリテーション大学除籍規程」の規定上では除籍になるが、昨今の社会状況や経済的事情を勘案し、前述の経済支援特別奨学金や後述の学内ワークスタディ制度の導入等、対応策を進めている。

また、卒業年限を超過した学生については、「授業料等の特例」制度を設けて、一定の要件を満たした学生について、学生納付金の一部免除を行っている。

(ホ) 学内ワークスタディ

平成 26 (2014) 年度から学内ワークスタディ制度を導入し、「大阪河崎リハビリテーション大学学内ワークスタディに関する規程」を制定した。この制度は、学生が学内における教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に、SA やノートテイカーとして従事することにより、学生相互の成長を図るとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うことを目的として実施している。

この制度は、学生が学内における教育支援業務や社会性向上に資する活動に従事する機会を提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とするため、SA(Student Assistant)及びノートテイカー（ポイントテイカーを含む。）（以下、「SA 等」という。）の受入れに関する事項について定めることを目的として実施している。

(ヘ) キャンパスマイレージ制度

平成 27(2015) 年度から、学生の学内外のボランティア活動等を奨励、支援するために、「キャンパスマイレージ制度」を導入し、クラス代表委員会、入学前教育やオープンキャンパスのボランティアスタッフ、新入生研修のファシリテーター、清掃活動等を行った学生にマイレージポイントを加算し、貯まったマイレージポイントは、大学生活に必要な様々な特典に交換することができる。この制度は、成績評価以外の学生の様々な活動について評価することで、学生自身の自立性を支援する取組である。

(ホ) 一人暮らしサポートプログラム

一人暮らしをしている新入生の休学率が高いことから、アンケート調査の結果を基に、「一人暮らしプログラム」を実施している。具体的には、貝塚市を中心とする周辺のガイドブックの配布や一人暮らしを始める新入生が新生活の支援や上級生との交流の場を設けて、上級生や教職員に相談しやすい環境をつくっている。

[学生相談、健康管理]

学生からの相談を受ける窓口として、担任、学生相談室、保健室、オフィスアワー等がある。

担任は各専攻の各学年に 2 人以上配置し、学業や生活全般について、助言を与えている。

学生相談室については、開学年度である平成 18(2006) 年に「大阪河崎リハビリテ

ーション大学学生相談室規程」を定めて設置し、修学、健康、その他学生の個人的問題に関する相談や精神衛生上必要な助言及び援助を行っている。学生相談室員は、各専攻の男女 1 人以上の教員と職員で構成されており、外部臨床心理士 1 人と業務委託契約を結び支援強化に努めている。

保健室については、開学後、医師免許を持つ教員 1 人が学校医として、兼務をしていたが、平成 25(2013) 年 1 月に「大阪河崎リハビリテーション大学保健委員会規程」を制定し、整備を行った。医師免許を持つ教員を主任学校医 1 人と学校医として委嘱し、在学中の健康管理や急な病気やケガの応急処置に応じている。また、臨床実習委員会と連携して、ワクチンの接種指導も行っている。医療系大学として万全なサポートを整えている。平成 27(2015) 年度の保健室利用述べ件数は 14 件であった。

ハラスメントに対しては、「学校法人河崎学園ハラスメントの防止等に関する規程」に基づいて、ハラスメント防止対策委員会及び相談員を置いている。相談については、「大阪河崎リハビリテーション大学ハラスメント防止ガイドライン」に則り、対応している。学生に対しては、学生便覧にこのガイドラインを掲載し、オリエンテーション時に周知活動を行っている。また臨床実習においても、各専攻で「実習の手引き」を作成し、このガイドラインを掲載すると共に、担任や臨床実習委員会委員から周知活動を行っている。

[学生生活]

学生生活に関する支援は、前述のとおり、学生委員会が中心となって行っている。

学生寮については、関連グループ所有の 2 棟（42 室）を用意しており、遠隔地出身の学生の支援を行っている。駐輪場については、平成 26(2014) 年度に民間が運営する駐輪場を一括で借り上げ、学生に無償で提供した。平成 26(2014) 年 9 月より無料の飲料サーバを設置した。また、同年 10 月より安価で栄養価の高い食事の提供するため、学生食堂を全面的に改装し、同年 12 月にコンビニエンスストア（ヤマザキショップ）を設置する等、学生サービスの内容充実を図っている。

大学内外で発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、平成 23(2011) 年 6 月に「大阪河崎リハビリテーション大学危機管理委員会規程」を制定し、危機管理委員会を設置した。本学の学生の安全確保のために、「学生のための危機管理マニュアル」を策定し、学生便覧に掲載し、オリエンテーション時に周知活動や講習を行っている。

[課外活動]

学生の課外活動は POST（学生親睦会）の下で運営されている。POST は、学生相互の親睦を深めるとともに、学術の向上、学内外の風紀や美しい環境の維持・向上、教職員や卒業生等との交流を通じて豊かな人間性と社会性を身につけ、健全な学生生活の向上発展を目指すことを目的としている。また、POST 代表議会や執行部会等を自主的に運営し、泉華祭（大学祭）、体育祭等の行事において、積極的に企画・立案を行っている。平成 28(2016) 年 5 月 1 日現在の課外活動の団体は、表 2-7-1 のとおり 21 の体育会・文化会のクラブがあり、POST に課外活動代表委員会を設置

し、「課外活動代表委員会規約」に基づいて運営している。この課外活動の団体には教員が顧問となっている。課外活動の活性化を経済的に支援するために、課外活動補助費を支給している（表 2-7-2）。

表 2-7-1 課外活動団体一覧

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

体 育 会		文 化 会	
陸上部	フットサル部	ボランティア部	園芸部
バスケットボール部	バレーボール部	筋骨格系理学療法研究部	軽音楽部
野球部	バドミントン部	書道部	クッキング部
ソフトボール部	サッカー部	写真部	Activity 部
テニス部	卓球部	茶道部	手話部
		ダンス部	

表 2-7-2 課外活動補助費支給実績一覧

年度	支給団体数	活動補助費
平成 24 年度	24 団体	430,000 円
平成 25 年度	20 団体	410,000 円
平成 26 年度	21 団体	456,000 円
平成 27 年度	23 団体	253,000 円
合計	88 団体	1,549,000 円

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見は、担任、クラブの顧問、学生相談室員、学務係職員等を通じて、関係委員会で検討している。その他、学生の不安や大学への要望などの意見を聞くため、学長や学生部長等と学生が昼食を取りながら、気軽に意見交換をする機会として「ランチョン・ミーティング」を行っている。平成 27(2015) 年度は計 4 回実施され、各回 6 人の学生と意見交換を行った。

また、学生が日頃感じている意見・要望、それを学校の運営や学生の学業・生活に関わる諸問題の改善に役立てるべく、「ご意見箱」を常設している。なお、この箱への投書は、無記名で記入することができる。この箱の管理は事務局が行っている。学生からの意見については、その内容に応じて関係する委員会及び部署に提出し対応することとしているが、その際、プライバシーの保護とともに、迅速に対応すること、可能な限り学生へのフィードバックを行うことなどを旨としている。なお、箱の設置場所に回答の掲示を行っている。平成 25(2013) 年度に「大阪河崎リハビリテーション大学意見箱設置要領」を制定し、投書について、学長、学生部長に直接渡すことができるよう学生が受取人を選択できるようにしている。

事務局もカウンターがオープンな構造となっているため、学生と職員のコミュニケーションを取りやすい環境となっている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の経済的支援については、社会状況を考慮して、これからも継続していくとともに、特待生制度及び学内ワークスタディ制度をより充実させていく。

学生の相談については、学生からアプローチする窓口はいくつも用意していることから、現在順調に運営していると思われるが、学生の相談内容はより複雑・多様化していることから、個人情報保護しながらも、「学籍データ管理システム」と「学修状況可視化システム」を活用して、複数の教職員が連携して対応していく。

事務局のカウンターについては、学生と職員がより円滑なコミュニケーションを取れるよう配置を工夫する。

また、学生のニーズに即応するため、平成 27(2015) 年 4 月から教務事務と学生支援事務を「学務係」として改編し、履修登録、定期試験、学籍、証明書、通学、奨学金、保険、クラブ・サークル活動、掲示、事件・事故などであり、学生生活支援に関する業務を一元化した。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【教員数の充足について】

本学の教員数については、大学設置基準上必要な最低専任教員数は、26 人であるのに対して、本学の助教以上の教員数は 37 人で、基準を大幅に上回っている。教授数については、大学設置基準上必要な最低教授数は、13 人であるのに対して、本学の教授数は 13 人で、基準を満たしている。

また、学校養成校（所）指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）上必要な教員数については、表 2-8-1 のとおりであり、基準を上回る教員を配置している。

表2-8-1 指定規則による必要免許教員数と本学の免許教員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

専攻	指定規則による 必要免許教員数	本学の 免許教員数
理学療法学専攻	9	11
作業療法学専攻	9	11
言語聴覚学専攻	5	6

教員数及び教員の専門領域との整合性については、平成 17(2005) 年度の大学設置審議会審査を経ており、平成 21(2009) 年度の完成年度審査においても留意事項なしとされた。

本学は国家資格・免許の取得をめざす専門性の高い教育目的を掲げていることから、専門分野の授業はできる限り、専任教員を当てるよう配分している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

[採用・昇任等]

教員の採用・昇任に関する事項は、就業規則第 4 条に「職員の採用任免は、教員については大学の学長の意見を聞いて理事長が行う。」と規定し、これに基づいて、「教授会規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学教員選考規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学教員選考実施内規」を定めて、教員選考委員会による審査・選考後、教授会に諮り、候補者を学長が決定し、理事長が承認している。

採用・昇任の基準については、表 2-8-2 のとおり教員選考規程に定め、大学設置基準に対応している。

採用については、教員選考実施内規第 4 条に従って、副学長、入試・教育センター長、専攻長は、退職等による欠員が生じる場合やカリキュラム変更による増員の必要が生じた場合、学長に教員選考委員会の開催を申請する。

学長は、教員選考委員会を招集し、公募内容を審議する。公募期限後、書類審査による一次選考を経て、二次選考では、選考委員による面接を行う。教員選考委員会による審査・選考後、教授会に諮り、学長が決定する。この結果は理事長に報告され、理事長が任命する。以上の過程で決定に至らない場合は、差し戻される。

昇任についても、採用と同様、副学長、入試・教育センター長、専攻長が、准教授以下の教員について毎年度、教育、研究、学内・社会貢献などの実績を勘案し、相当する該当者があれば、学長に書面によって申し出る。

非常勤講師の採用については、「大阪河崎リハビリテーション大学非常勤講師選考内規」を定め、教務委員会による審査・選考後、教授会に諮り、候補者を学長が決定し、理事長が承認している。

その他、本学には学則に則り、名誉教授、客員教授、臨床教授等を置くことができる。

- ・名誉教授（名誉教授称号授与規程 平成 20 年 4 月 1 日施行）
- ・客員教授（客員教授規程 平成 24 年 9 月 4 日施行）
- ・臨床教授等（臨床教授等選考規程 平成 22 年 10 月 5 日施行）

大阪河崎リハビリテーション大学

表 2-8-2 各職位の資格基準

職位	内容	規程
教授	<p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(1) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(2) 学位規則（昭和 28 年文部省第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>(3) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	教員選考規程 第 3 条
准教授	<p>准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	教員選考規程 第 4 条
講師	<p>講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 第 3 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p>	教員選考規程 第 5 条
助教	<p>助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 第 3 条各号又は第 4 条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を終了した者については、学士の学位）又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>	教員選考規程 第 6 条
助手	<p>助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p>	教員選考規程 第 7 条

[教員評価]

前述のとおり、教員の採用・昇任については教員選考委員会が委員会規定に従い適正に取り組んでいる。その中での教員評価は行われているが、個別の教員評価は授業評価アンケートがあり個別にフィードバック指導が行なわれている。

[研修・FD]

全学的に教育指導方法の検討、改善を進めるため、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、FD委員会を設置している。FD委員会では、毎年度、FD実施計画を立案し、具体的には以下の取組を行っている。また、関西地区FD連絡協議会の活動への参加等も行っている。

(イ) FD 研修

開学前年度である平成 17(2005) 年度から、FD 研修会を毎年開催し、開学年度である平成 18(2006) 年度から全員参加を旨として開催している。FD 研修会は本学の研究教育に関する現実的な課題について、大学全体で意見交換や討論を行っている。平成 27(2015) 年度の FD 研修会は、計 7 回開催し、その内容・出席状況については、表 2-8-3 のとおりである。

表 2-8-3 平成 27(2015) 年度 FD 研修会開催状況

	内容	開催年月日	出席人数
第 1 回	入試の変更点 広報戦略について 再受験制度について	平成 27 年 5 月 12 日	教員 28 人 職員 22 人
第 2 回	共同研究費成果発表 特別履修について	平成 27 年 6 月 2 日	教員 29 人 職員 8 人
第 3 回	大学機関別認証評価について 教務・学習支援に関するグループワークの活用について	平成 27 年 7 月 28 日	教員 26 人 職員 22 人
第 4 回	科学研究費助成事業について マイナンバー制度について	平成 27 年 9 月 8 日	教員 29 人 職員 13 人
第 5 回	研究面も含めた自己紹介及び抱負について 授業評価について	平成 27 年 11 月 17 日	教員 30 人 職員 10 人
第 6 回	平成 26 年度実施の「学習支援の現状の共有と対策 (休・退学を踏まえて)」についての各委員会からの 報告について	平成 27 年 12 月 1 日	教員 26 人 職員 18 人
第 7 回	平成 28 年度初年次教育について 卒業研究について 休退学について 「アクティブ・ラーニング」の整理のために	平成 28 年 3 月 1 日	教員 35 人 職員 18 人

(ロ) 授業評価アンケートの実施

教育改善の手掛かりとするため、「授業評価アンケート」を実施して、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している（実施については、基準 2-6-①、2-6-② 参照）。結果については、全体平均とその推移状況、自由記載コメントの要約を上述の FD 研修会で全教員へ向けてフィードバックしている。また、評価の平均が 3.5 以下の科目担当教員については、学長、副学長より個別の面談指導を行っている。

[研究支援]

教員個人が教育研究のために裁量できる研究費としては、一律支給される「個人研究費」がある（研究費：年額 30 万円、研究旅費：10 万円）。研究費と研究旅費は流用可能である。また、複数の教員が特定の研究テーマによって申請し、審査、採択を通じて配分される共同研究費を運用している（年額 300 万円）。学内研究費は申請のあった研究内容を研究推進委員会で審査し、教授会に諮り、採択している。平成 27(2015) 年度は、4 件の申請があり、3 件が採択された。

研究成果は、成果報告書の提出を求めるとともに、上述の FD 研修会において発表と本学研究紀要への投稿を原則としている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の設置認可申請書に「生きた教養は深い思考力と豊かなコミュニケーション、すなわち言語力によって支えられる。あらゆる学問や社会活動がグローバル化を特徴とし、かつ、リハビリテーションという学問の特殊性から外国語の習得と自己表現能力に関する科目を早期に実施し、ゆるぐことのない基礎知識を強化する。一般教養は、高等学校教科の延長あるいはやり直しの感覚を脱し、高い自律性、豊かな人間性、医療従事者としての人格を獲得するため、高度の専門性を踏まえつつ、その専門性の中に閉じこもることなく、人道的な素養を養う。常識ある社会人として幅広い視野に立ち、状況に即した的確な判断ができるよう、専門知識を総合的に理解・応用し、深く学問を追求する。知的で道徳的、倫理的でかつ社会人としてより広い教養を身につけ、自己を見つめなおせるようにする。」と明記している。

本学の教養教育の科目は、大区分「基礎分野」とし、6 つの中区分で構成されている。これは、本学の教育目的や臨床実習期間との関係など、授業の展開状況を考慮したものである。この教養教育は、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻共通で開講している。カリキュラム改訂については、平成 22(2010) 年度と平成 26(2014) 年度に行っているが、いずれも養成校（所）指定規則の基準を満たしている。平成 26(2014) 年度入学者の例では、25 科目が開講され、卒業要件については、表 2-8-4、表 2-8-5 及び表 2-8-6 のとおりである。

大阪河崎リハビリテーション大学

表 2-8-4 基礎分野の卒業要件単位（平成 26 年度以降入学者適用）

専攻	卒業要件
理学療法学専攻	必修単位 14 単位 選択必修 4 科目 8 単位以上 計 22 単位以上
作業療法学専攻	必修単位 14 単位 選択必修 4 科目 8 単位以上 計 22 単位以上
言語聴覚学専攻	必修単位 12 単位 選択必修 5 科目 10 単位以上 計 22 単位以上

表 2-8-5 基礎分野の卒業要件単位（平成 22～25 年度入学者適用）

専攻	卒業要件
理学療法学専攻	必修単位 8 単位 選択必修 6 科目 12 単位以上、SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 22 単位以上
作業療法学専攻	必修単位 8 単位 選択必修 5 科目 10 単位以上、SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 20 単位以上
言語聴覚学専攻	必修単位 8 単位 選択必修 人文科学系 1 科目 2 単位以上 社会科学系 2 科目 4 単位以上 自然科学系 1 科目 2 単位以上 外国語系 1 科目 2 単位以上 保健体育系 1 科目 2 単位以上 SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 22 単位以上

表 2-8-6 基礎分野の卒業要件単位（平成 18～21 年度入学者適用）

専攻	卒業要件
理学療法学専攻	必修単位 14 単位 選択必修 社会科学系 2 科目 4 単位以上 自然科学系 2 科目 4 単位以上 外国語系 1 科目 2 単位以上 保健体育 SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 26 単位以上
作業療法学専攻	必修単位 14 単位 選択必修 社会科学系 2 科目 4 単位以上 自然科学系 1 科目 2 単位以上 外国語系 1 科目 2 単位以上 保健体育 SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 24 単位以上
言語聴覚学専攻	必修単位 14 単位 選択必修 社会科学系 2 科目 4 単位以上 自然科学系 2 科目 4 単位以上 外国語系 1 科目 2 単位以上 保健体育 SGL 系 1 科目 2 単位以上 計 26 単位以上

また、平成 26(2014) 年度から適用されるカリキュラムについては、カリキュラム委員会の下に、新カリキュラムタスクフォースを組成し、基礎分野を系統的な履修が可能になるように編成した。具体的には、日本語の表現、英語の読解、統計処理の 3 領域を図 2-8-1 のとおり、基礎的なトレーニングを行う必修科目を経て、より高次の内容を選択科目として履修できるように配置した。

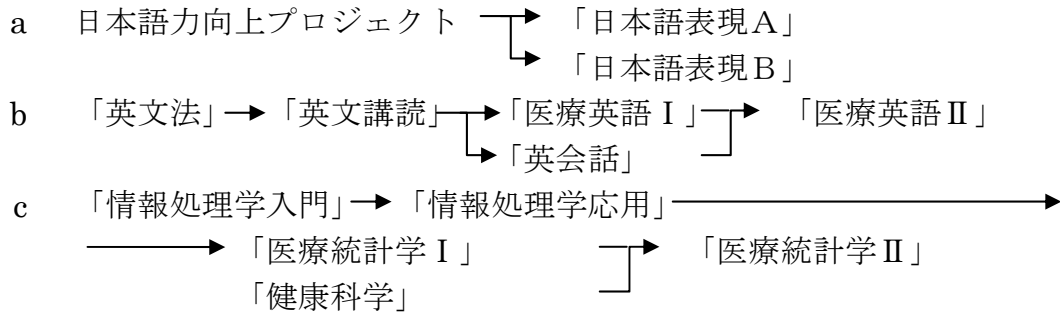


図 2-8-1 基礎分野 3 領域の系統的な学修について

教養教育の責任体制については、入試・教育センターが方針を策定し、カリキュラム委員会がカリキュラムの策定を行い、学習支援委員会が正課外教育のプログラムを策定し、教務委員会が具体的な実施について統括している。各委員会の主な役割については、表 2-8-7 のとおりである。

表2-8-7 教養教育に係る各委員会の役割

委員会	役割
入試・教育センター	教養教育に関するポリシーの策定
教務委員会	教養教育に関する年間予定表、授業時間割、非常勤講師の任用計画、クラス編成、教室割り振りの作成
カリキュラム委員会	教養教育に関するカリキュラムの策定と自己点検・評価 カリキュラム策定については、新カリキュラムタスクフォースを組成
学習支援委員会	正課外の初年次教育やリメディアル教育の実施

入試・教育センター、教務委員会、学習支援委員会は、毎月 1 回、審議及び議決を行う定例会議を開催している。カリキュラム委員会については、必要に応じて開催している。会議の内容は、教授会に報告し、各専攻会議で情報共有している。さらには、学内全教職員が閲覧できる「desknet's (本学グループウェア)」に公開し、共通フォルダにもデータベースとして保管している。

教養科目は専門科目に比べて非常勤講師の比率が高いため、教務委員会の委員を中心にコーディネーターとして、学期における非常勤講師の最初の出講時と最後の出講時に挨拶をして、本学の教育方針の説明や教育内容の協議などについても、事務担当者と共に対応している。

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の構成及び数については、年次ごとの要請に対応して見直していく。「教員評価制度」は、法令で定められた認証評価の要請するところでもあり、教育の質を保証する基盤となる教員の資質・能力の向上をめざす制度上の工夫が各大学に求められていることから、構築に向けて検討を行う。教員の資質・能力向上の取り組みについては、FD 研修会及び授業改善アンケートを通じて実施しているが、FD 研修会については、開催頻度を減らさぬように充実させ、課題と改善策の共有のためにワークショップ形式の研修会とその内容

に対する各担当部署からの報告研修会をセットにして FD・SD 研修を進めるよう計画する。授業評価アンケートについては、全開校科目について実施できるように、集計作業効率を上げて、早期にフィードバックが出来るように努めていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

(イ) 校地・校舎

本学の校地は、1 キャンパスであり、貝塚市水間に位置し、図 9-1-1 に示すように水間鉄道の水間観音駅から徒歩 5 分の距離にある。大学周辺は緑豊かな環境にあり、図 9-1-2 に示すような校舎配置となっている。

本学の収容定員は、640 名であり、設置基準上、必要な校地面積は、6,400 m²、校舎面積は、7,669 m²である。本学はこの基準を上回る、校地面積 13,776.10 m²（学生 1 人あたりの面積では、設置基準 10 m²に対して、約 21.5 m²）、校舎面積 10,379.79 m²を有しており、十分に基準を満たしている（表 9-1-1）。

また、スクールバスの待機場所が狭いため、平成 28(2016) 年 3 月隣接用地を取得し、学生の通学時の安全を確保するなど学習環境の整備を行った。

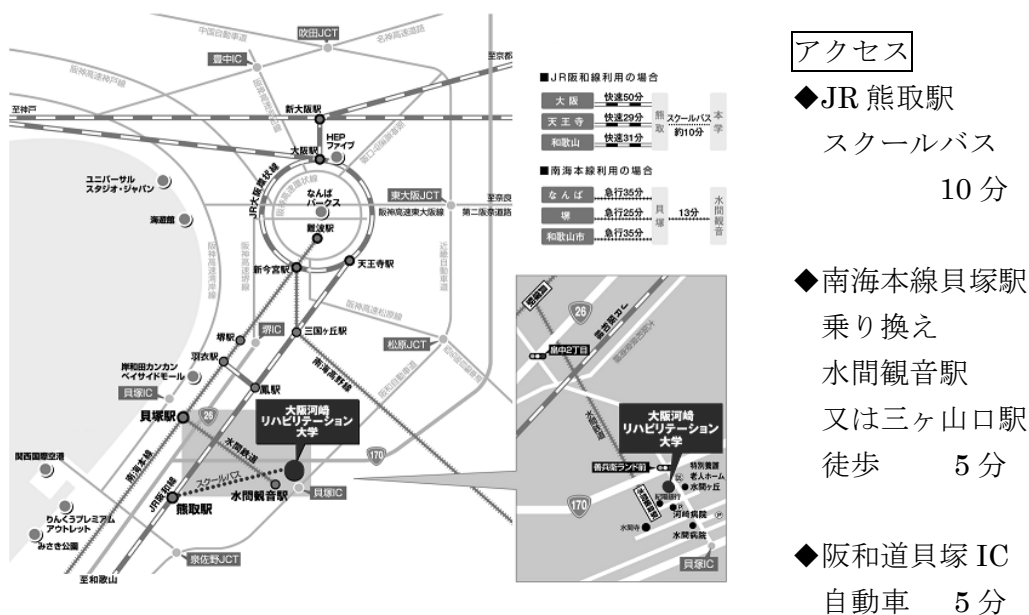


図 9-1-1 [大学キャンパス] へのアクセス

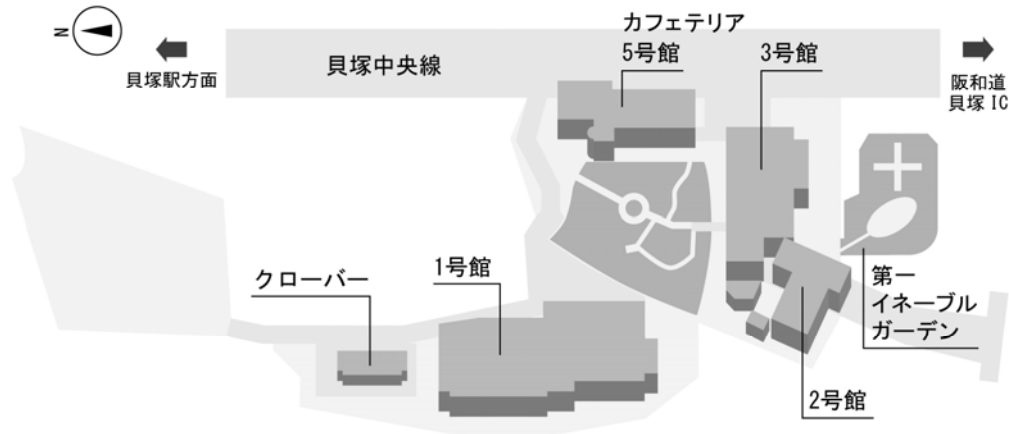


図 9-1-2 大学の位置及び校地、校舎の配置概要

表 9-1-1 校地・校舎の面積

名 称	面 積	設置基準上必要な面積
校 地	13,776.10 m ²	6,400 m ²
そ の 他	262 m ²	—
校 地 等	14,038.10 m ²	—

※ 校地面積中 6,795.00 m²は借地

名 称	面 積	設置基準上必要な面積
校 舎	10,379.79 m ²	7,669 m ²
そ の 他	965.92 m ²	—
校 舎 等	11,345.71 m ²	—

※ 校舎面積は全て自有地、その他面積は全て借地

校舎は、1号館（5階建）、2号館（3階建）、3号館（6階建）、5号館（3階建）、食堂で構成されている。1号館及び2号館は、平成17(2005)年度に、3号館は、平成8(1996)年度（西側校舎は、平成12(2000)年度）に、5号館は、平成10(1998)年度に、食堂は、平成18(2006)年度に竣工された建物であり、いずれも耐震基準を満たしている。

開学以来、施設設備のメンテナンスは定期的に行われており、安全性は確保されている。施設設備等の運営及び管理は、本学事務局（業務担当は、大学事務局総務課用度管財係、庶務係）が行っている。不具合が認められた場合には、所轄する委員会に対応する体制が整備されている。

清掃業務、警備業務、浄化槽の清掃・点検、エレベーター設備、電気関係設備、防災

点検、電話交換機等の保守点検業務は、それぞれ専門業者と委託契約を結ぶ等、定期的に点検して、関係法令を遵守するよう安全管理に努めている。

教室・会議室等、各部屋に配備された「火元責任者」が管理を行っている。施設については「教員管轄」と「職員管轄」に区分し、各所属長が担当者を決定している。

また、各専攻の教育機器検討委員が講義・演習等での機器利用の状況について集約に務め、教育機器の具体的な保守管理を担う学務係、用度管財係、庶務係及び経理係と連携し、効果的な利用に努めている。学内はバリアフリーに配慮した、段差の少ない造りとなっている。全館エレベーターにより車椅子での移動も可能となっている。

大学全体で講義室 13 室、演習室 14 室、実験実習室 12 室、情報処理学習施設及び語学学習施設として 1 室を備えている。

設置基準に掲げる専用施設等については、表 9-1-2 のとおりであり、講義室（普通教室）、演習室及び実験実習室（実習室等）については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の指定規則及び指導要領の基準を満たす施設を設置している。研究室については、全専任教員の研究室を備えている（講師以上は個人研究室、助教・助手は共同研究室）。このように適切に整備され、有効に活用されていると共に、支障なく維持運営されている。

全ての校舎を 3 専攻で共用しているが、実習室・演習室の使用については、3・5 号館は主に理学療法学専攻と作業療法学専攻、2 号館は主に言語聴覚学専攻が利用している。

その他の施設として体育館と動物飼育棟があり、体育館は、バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントンが利用できる設備を整え、授業・課外活動・学校行事に利用し、運動場はサッカー、ラグビー、野球、陸上等に利用している。クラブ棟にはクラブ室が 6 室あり、各クラブ・サークルが共用で利用している。体育館・運動場は、地域貢献のため、「大学施設開放事業：スポーツ施設開放事業」として、一般の方に対しても開放している。動物飼育棟は、ウシガエル等の小動物を飼育し、ウシガエルの飼育については、特定外来生物飼養等許可を受けている。

イネーブルガーデンは、認知症の予防改善などを目的とした園芸療法を実施するための敷地で、第 1、第 2 イネーブルガーデンがある。一般財団法人全国大学実務教育協会認定の園芸療法士資格を取得できるカリキュラムであり、課外活動でも利用している。

学生食堂は、5 号館 1F にカフェテリア「たんぼぼ」を設けている。調理スペースが施錠で分離出来るため、食堂営業時間以外は学生の自学自修の場として活用している。また、基準 2-7 で述べたとおり、学生のニーズに応えるため、平成 26(2014) 年度に食堂と売店のリニューアルを行った。

学生ロッカー室は、3 号館に 4 カ所設置され、学生には希望者全員個人用ロッカーが与えられている。さらに、実験実習室、演習室付近にも、ロッカーが整備されており、一時的に利用することが可能である。

【表 9-1-2】 主要設備概要

名称	面積	主要施設
1 号館	4,969.47 m ²	理事長室、学長室、専攻長室、研究室、共同研究室、法人事務局、事務室、大講義室、中講義室、小講義室、図書館、CALL 教室、学生談話室、保健室、学生相談室、プレゼンルーム、会議室、ゼミ室
2 号館	490.50 m ²	聴覚演習室、演習室、教材作成室、造影検査室、脳波検査室、聴覚検査室、小児言語室、音声演習室
3 号館	3,582.26 m ²	水治療実習室、基礎医学実習室、日常動作訓練実習室、病理学研究室（基礎医学研究室）、機能訓練室、作業療法実習室、物理療法実習室、金工木工実習室、運動学実習室、義肢装具加工室、多機能実習室、大講義室、小講義室、ゼミ室、キャリアセンター、教材作成室、研究室、会議室、売店、学生ラウンジ
5 号館	1,201.21 m ²	治療室、解剖学実習室、プレゼンルーム、食堂（カフェテリアたんぼぼ・ガーデンルーム）、
クローバー	136.35 m ²	カフェキッチンクローバー
河崎記念講堂	965.92 m ²	体育館、グラウンド、クラブ棟
校舎等合計	11,345.71 m ²	

※ 2 号館 1 階部分は「河崎会こころのクリニック」のため面積に加えていない。

(ロ) 情報インフラ関連設備

教室用の PC は、持ち運びができるようノート型 7 台を配置している。また、学生のゼミ室等に、電子黒板 16 台を設置し、授業で使用する時間を除き、自由に利用することができる。大学内の情報の共有化及び効率化のため、desknet's 及び学籍データ管理システム「キャンパスプラン」を導入し、1 号館 1 階、3 階、3 号館 2 階に電子掲示板（計 6 台）を設置している。これらにより、学生に対する入学時から卒業後の就職などにおける一貫した学生支援を図ることを目指している。情報処理及び語学の学習のための施設として、1 号館 2 階に CALL 教室があり、デスクトップ型 48 台を配置し、授業で使用する時間を除き、自由に利用することができる。図書館には、デスクトップ 30 台を配置している。5 号館 1 階の食堂では、無線 LAN の利用が可能である。

平成 26(2014) 年度私立大学等教育研究活性化整備事業の採択により、学修状況可視化システムや出欠管理システムの導入により、学生が主体的に学修できるよう ICT（情報通信技術）環境を整備している。

大学からの情報は、学内掲示板及び desknet's による提供があり、学外でも受信することができる。さらには、desknet's の転送設定により、学生自身が持つ携帯電話とリンクし、大学からの情報をリアルタイムで受信できるようにしている。

情報インフラ施設関連の管理については、企画係が主管となり、有線 LAN、サーバ

群、CALL 教室等の整備を行っている。具体的には、各教室に設置している AV 機器システムの障害予防・トラブル発生時の対応業務を行っている。CALL 教室（準備室）では、教学事務システムに重大な影響を与えないよう、サーバの日常監視と定期診断を行い、ネットワーク（学内 LAN 及びインターネット環境）の良好な状態の維持に努め、ウイルス等の情報セキュリティ対策、OS・アプリケーションソフトの計画的な更新、利用トラブル問い合わせ等への対応を行って、教育研究活動に支障をきたさないような支援体制をとっている。

（ハ）教室、実習施設

本学では演習、実習科目を中心に少人数教育を標榜している。これに対応する実習室・演習室・教材作成室を設置している。また、授業時間以外については、学生に対して自習室としての使用を優先的に認めている。具体的には、各講義室については、授業時間以外は常時開放し、実習室・演習室についても許可制により開放し、国家試験対策期間中は、一部専用の部屋を設けるなどの学習支援体制をとっている。学生からの要望により、演習・実習室以外の自習スペースに治療用ベッドを配置している。

また、「大学施設開放事業：地域交流推進開放事業」として、一般の方に対しても無償で開放している。各専門医療団体（理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会）との連携は深く、それぞれの研修会の会場提供及び指導講師の派遣を行っている。

上述の教室については、学生数また授業の形態などを踏まえ、学務係が教室の割り振りを行い、適切に運用されている。学生の喫煙対策として禁煙推進運動を行っている。平成 19(2007) 年度より本学の敷地内を全面禁煙としている。医療系大学にふさわしい清潔さの維持に心がけ、学内の清掃については、専門業者に外部委託すると共に、教職員、学生とも、自主的な清掃活動を行う等、清潔な環境維持に配慮している。

本学周辺には多数の関連施設があり、臨床実習の現場となり、教育研究活動の主要な連携先となっている。

- ・医療法人河崎会 水間病院（貝塚市水間）
- ・医療法人河崎会 看護専門学校（貝塚市水間）
- ・河崎会 こころのクリニック（本学キャンパス内、2 号館 1 階）
- ・社会医療法人慈薫会 河崎病院（貝塚市水間）
- ・介護老人福祉施設 水間ヶ丘（貝塚市水間）
- ・介護老人保健施設 希望ヶ丘（貝塚市水間）
- ・介護老人保健施設 大阪緑ヶ丘（岸和田市神須屋）

（ニ）図書館

図書館は、1 号館 2 階にあり、延べ面積は 481.08 m²で、閲覧席は 108 席ある。館内には AV スペース、データベース検索スペースなどを設置、また自学自習の場としてパソコンブースを 30 席設けている。

現在の蔵書冊数は、26,082 冊である。また、視聴覚資料は 520 点である。本学が開学した平成 18(2006) 年の時点で、蔵書は 15,000 冊であり、寄贈本を含めると設置

計画を上回る蔵書冊数となっている。リハビリ系の大学の特色として、医学関係やリハビリテーションに係る書籍等が充実している。(表 9-1-3)

尚、平成 27(2015) 年度の学生への年間貸出冊数は 3,555 冊となっている。

【表 9-1-3】 図書館 渡渉・資料数

平成 28 年 5 月 1 日現在

図書の冊数 (冊)		定期刊行物の種類		視聴覚資料 の所蔵数	電子ジャー ナルの種類	データベー スの契約数
図書の冊数	開架図書の 冊数 (内数)	内国書	外国書			
26,082	21,855	49	11	520	6	2

情報サービス関連では、web 経由による蔵書検索システム「情報館」を導入し、お知らせなどを含めた情報提供を行っている。

利用面では、開館時間は平日午前 9 時から午後 8 時、土曜日は通年にわたり（最終週の蔵書整理日を除く）開館（午前 9 時から午後 5 時）している。国家試験対策支援のため、試験直前の日曜日及び祝日は、学生が自習できるよう開館している。平成 27(2015) 年度の図書館の開館日数は 275 日、学内の年間利用者数は延べ 59,029 人である。

また、「大学施設開放事業：地域交流推進開放事業」として、一般の方に対しても開放しており、本学の前身である河崎医療技術専門学校の卒業生及び関連施設の職員等も利用している。平成 27(2015) 年度の学外者の年間利用者数は延べ 740 人である。

図書館の運営体制については、図書館長の他、職員 4 人（内、司書 3 人）を配置し、図書館長が委員長である図書館運営委員会を設置している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

学内での演習や実習は、指定規則に則ったクラスサイズに分けている。一部の演習や実習については、クラス規模は大きいですが、複数の教員が少人数グループを分担して指導する形態や SA の配置等、実質的な少人数対応となっている。平成 25(2013) 年度に機能訓練室、治療室等を改装し、より効果的に学修できるように環境整備をしている。

「基礎ゼミ」「英語」「卒業研究」などは少人数のサイズで行っている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

学生や教職員にとってより快適な教育研究環境を実現するために以下の項目を計画的に改善する予定である。

- ① 情報関連設備の稼働率が高いことから、LAN の拡充や端末機の増設等、情報教育環境の充実を進めていく必要がある。
- ② 今後、大学開学前の施設・設備の老朽化対策については、遺漏のない体制をとる。
- ③ バリアフリーについては、全学的なバリアフリーの意識の向上をより一層深める

とともに、大学開学前の建物を中心に随時、巡回を行い、向上に努めていく。

クラスサイズについては、現在問題無く運用できていることから、引き続き、SA制度を実施する。

外部への施設開放については、「校舎・物品管理規程」及び「大学施設開放事業計画」に従って、引き続き、本学の教育研究目的の達成に関与すること、営利目的でないことを条件に積極的に開放していく。

[基準2の自己評価]

教育研究目的を達成するための施設設備は、大学設置基準を十分に満たしており、適切な維持管理がされて有効に活用されている。本学の教育課程は大学全体及び各専攻の教育目標に沿って円滑に実施されており、教育課程の編成と実施の妥当性は、教員研究組織、学生支援、教員配置、教員資質の確保・向上などの現状から担保されていると考えられる。

本学の施設・設備は、衛生委員会委員、大学事務局総務課庶務係、用度管財係が、随時学内を巡回しながら点検を行っている。また専門の委託業者と連携をとりながら、日常及び定期の維持・管理・法定点検保守・安全性の確認を行っている。施設・設備の整備については、これまでの方法を継続して実施する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人河崎学園は、「学校法人河崎学園 寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条に、この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、リハビリテーション医療を担う有能な人材を育成することを目的とする。」と設置の目的が明記されており、また、「学校法人河崎学園 就業規則」、「学校法人河崎学園 組織及び事務分掌規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学学則」（以下「学則」という。）などの諸規則を適切に整備し、運営されている。

本学は高等教育機関として社会的に求められる組織倫理と経営の規律を維持するため、公正な職務の執行と法令遵守を旨として、教職員、学生を含む、本学の構成員である全ての者に、倫理的な責任主体であることを求めている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、建学の精神「“夢”と“大慈大悲”」と教育理念「“知育”と“人間性を育む”」に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的としている。大学の使命・目的の実現は、上記の諸規則に沿った管理運営によって継続的に努力されている。

寄附行為に規定された最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人事務局を置いて目的達成のための運営体制を整えている。さらに、理事長と本学執行部（学長、副学長、学部長、3 専攻長、図書館長、入試・教育センター長、学生部長及び事務局管理者）が一堂に会する「大学運営調整会議」を置き、理事者側と大学側との緊密な関係を維持しつつ、目的達成に邁進している。

本学の将来に向けて中期計画を平成 27(2015) 年度に策定し、平成 28(2016) 年度から実行している。今後は、使命・目的の実現の努力に向けて、中期計画に基づいた事業計画を策定し、着実に遂行していく。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為や学則、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令に従って必要に応じ、策定・改廃を行ってきた。教職員及び学生の法令遵守については、就業規則第 3 条や学則第 25 条、「大阪河崎リハビリテーション大学学生懲戒規程」などによって、学園の姿勢を示している(表 3-1-1)。

表 3-1-1 諸規則抜粋

諸規則名	内容
就業規則	第 3 条 学園及び職員は、それぞれの立場で法令、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその職責を遂行しなければならない。
学則	第 25 条 学長は、教育上必要と認めるときは、教授会の議を経て、学生に懲戒の処分をすることができる。
懲戒規程	第 3 条 学長は、学則第 25 条に規定する懲戒の対象と認められる者があるときは、委員会にはかりこれを審査する。 2 委員会は、該当の事実を調査し、本人の弁明又は関係者の証言を聴取の上、懲戒の当否又は懲戒の種類を決定する。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準に関する法令等については、これを遵守している。本学における研究活動に係わる不正行為への対応については「大阪河崎リハビリテーション大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に定め、通報・相談窓口は本学ホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表しており、不正行為に関する通報者の保護に関して「学校法人河崎学園公益通報等に関する規程」も定めている。利益相反に関しては、平成 24(2012)年 1 月に「大阪河崎リハビリテーション大学利益相反マネジメントポリシー」を策定し、このポリシーに則り、「大阪河崎リハビリテーション大学利益相反マネジメント規程」を定めている。この規程により、利益相反マネジメント委員会を設置し、教育研究活動における教職員の利益相反問題を含めた産学官連携活動を行う上での利益相反マネジメントを行っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、学生が安全で快適な教育研究環境の中で安心して修学できるよう、また、教職員自身も安全かつ安心な職場環境に勤務できるよう、学内の教育研究環境の保全に取り組んでいる。また、各種のハラスメント防止や公益通報者の保護等の人権への配慮や主に学生の個人情報の保護についての規程を整備している。

1. 環境保全への配慮

- (イ) 簡易水道：水質管理簡易専用水道法定検査を年 1 回受検し、適正であることを確認している。また、毎月の自主点検を実施している。業者委託による受水槽清掃点検消毒作業も定期的の実施している。

- (ロ) 浄化槽：浄化槽については、浄化槽法第 11 条の定期検査を年 1 回受検し、適正であることを確認している。また、業者委託による定期保守点検も毎週実施している。
- (ハ) 実験系廃棄物管理：産業廃棄物処理法に基づき、特定の産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを受領）に委託している。なお、廃棄する際、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法などを記載したマニフェスト（特別管理産業廃棄物表）により適切に処理（主に令第 2 条の 4 第 4 号に定める感染性産業廃棄物として）されたことを確認している。また、所管の監督官庁等に産業廃棄物管理票公布等状況報告書を毎年提出している。
- (ニ) 省エネルギー対策：省エネルギー対策として「クールビズ」を導入している（5 月～10 月）。また、節電対策として、①晴天時の日中の消灯の実施、②エアコンの温度設定、③パソコンの省エネモードの設定、④自動販売機のディスプレイの消灯、⑤夏季のトイレのウォッシュレットの保温・温水の停止、⑥夏季一斉休暇の実施、⑦定期巡回による使用していない教室等のエアコン停止・消灯等、⑧ 1 号館の一部（図書館、CALL 教室、大講義室、事務局）の照明の LED 化を行っている。
- (ホ) 清掃：業務委託による校内の定期的な清掃は、日次毎、学期毎、年次毎と高い頻度で実施している。また、園芸療法実習地のメンテナンスと合わせて、敷地内の樹木の手入れや除草作業も定期的に行われている。さらには、「POST」が中心となり、学生・教職員ボランティアによる大学周辺の清掃活動を定期的に行っている。

2. 人権への配慮

- (イ) 人権についての配慮：人権については、法令遵守の基本姿勢のもとにあり、入試や採用における基本的人権の尊重をはじめとして、社会的責務を果たす組織倫理のうちに含むと考えている。労働条件については、就業規則に定めている。
- (ロ) ハラスメント防止：「就業規則第 15 条」にハラスメント行為の禁止を規定し、「ハラスメント防止ガイドライン」を策定し、各種のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント）を防止するための措置を講じ、「ハラスメントの防止等に関する規程」を規定し、対策委員会の組織や相談員の設置等、具体的な手続きを定め、ハラスメントに起因する様々な状況に適切に対応できるよう措置している。防止の周知を図るために、学生に対しては、新入生オリエンテーションで、上記のガイドラインや相談窓口の説明（学生便覧にも記載あり）を行うと共に、学生掲示板及びホームページ

ジで相談窓口を公表している。教職員については、入職の時点で、実習先へは臨床実習指導者会議（バイザー会議）等の機会を得て周知している。また関係する規程として、上述の「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」、「公益通報等に関する規程」、「利益相反マネジメント規程」を整備し、相談窓口と合わせて、ホームページで公表している。

- (ハ) 個人情報の保護：個人情報保護については、平成 27(2015)年 12 月に「学校法人河崎学園個人情報保護規程」を制定し、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 27 年文部科学省告示）に基づき、本法人の教職員・学生等を含む全ての保有情報の保護について規定した。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、平成 27(2015)年 12 月に「学校法人河崎学園特定個人情報取扱規程」を制定し、個人番号が利用される目的やその事務について規定した。公益通報については、法令に基づき不正行為の早期発見と是正措置及び通報者の人権保護に必要な体制を設けている。
- (ニ) 情報セキュリティ：情報セキュリティについては、情報セキュリティ室が対策を講じている。具体的には、情報システムのセキュリティ対策として、ファイアウォールをはじめとするセキュリティソフトを実装し、学内 LAN に接続しているクライアント端末については、Symantec Endpoint Protection を導入、データ漏えいや不正アクセス、ウイルス感染等の防止体制を整備している。さらに、有害なウェブサイトの閲覧を不可能とするためのウェブサイトフィルターも併せて導入している。また、上述の個人情報の取り扱いについても情報セキュリティ室で協議し、「大阪河崎リハビリテーション大学情報セキュリティ・ポリシー」を策定している。
- (ホ) 研究倫理：「大阪河崎リハビリテーション大学研究者倫理に関する指針」を策定し、本学の健全な学術研究環境の確保と学術研究の信頼性と公正性を高めることを目的とし、本学に所属する教職員、学生など研究に携わる全ての者が守る倫理指針として示している。人を対象とする研究や人由来の試料を利用する研究、基本的人権への配慮を必要とする研究については、研究倫理審査委員会が研究計画の妥当性及び研究の倫理性について審議している。研究責任者は研究を開始する前に、研究倫理審査委員会に、定められた書式に従って、研究倫理審査申請書を提出することになっている。提出された研究計画を「大阪河崎リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程」及び「大阪河崎リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程実施細則」に従って審査し、その結果を学長に報告し、承認又は却下を決定している。また、本学の規程は、文部科学省と厚生労働省が策定した「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」に対応した「個人情報の保護」、「インフォームド・コンセント」、「研究成果の公表」、「研究倫理審査委員会」などの必要事項を規定し、運用を行っている。

3. 安全への配慮

- (イ) 危機管理委員会：本学では、安全かつ快適な教育研究環境を維持、確保するため「危機管理委員会」を設置し、「防災計画（消防計画）」を備え、さらに、教職員に向けて「危機管理基本マニュアル」を策定し、組織及び教職員の危機管理に対する基本姿勢を明らかにするとともに、学生に対しては、「学生のための危機管理マニュアル」を策定し、学生便覧にも掲載し、危機管理意識の高揚を図っている。
- (ロ) 非常時の対応：「学生のための危機管理マニュアル」を策定し、非常時連絡の方法、対応内容の協議、休校措置の基準などを定めている。内容は新入生オリエンテーション、学生便覧等を通じて周知し、混乱なく機能させている。本学総務課が、防災及び危機管理を所管し、消防訓練等を行っている。各講義室や演習室などのほか、事務関係施設においてもそれぞれ火元責任者が定められている。
- (ハ) 警備：本学総務課が、警備について所管し、定期的な敷地内の巡回、学生部と連動し、交通マナーアップの取り組みなどを実施している。セキュリティは、警備員の配置を含め、警備保障会社との連携により、ハード、ソフトの両面から維持されており、問題は生じていない。
- (ニ) 保健・衛生上の安全管理：不測の事態に備え学内 2 カ所（1 号館 1 階エントランス及び体育館入口）に AED（自動体外式除細動器）を設置している。また、本学では、健康増進法の施行を受け、平成 20(2008) 年 4 月 1 日から構内全域及び駐輪場、体育館、付帯施設について全面禁煙とし、医療系大学として全学での禁煙教育を推進している。平成 25(2013) 年 1 月に保健委員会を設置し、学校保健法に定める学校医を複数配置している。また、労働衛生安全法第 18 条の規定による衛生委員会を設置し、巡視チェックリストを作成し、定期的に巡回を行うなど、法令に基づいた体制を整備し、職場の環境保全や職員の健康管理に努めている。労働安全衛生法第 12 条及び第 13 条に定める衛生管理者及び産業医についても、適正に選任している。
- (ホ) 実験動物：実験動物を使用する研究では、動物実験委員会では文部科学省及び日本学術会議の基本指針やガイドラインに従って、「大阪河崎リハビリテーション大学動物実験規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学動物実験規程実施細則」、「大阪河崎リハビリテーション大学動物実験委員会規程」を定めている。研究責任者は研究を開始する前に実験計画書を動物実験委員会に提出し、動物実験委員会は、計画を審議し、結果を学長に報告している。学長はその結果をもって計画の承認、又は却下を決定している。また授業で取り扱うウシガエルについては、特定外来生物飼養等許可証の交付を受けている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育に関わる情報として、基本理念、教育目的、3つの方針などを様々な媒体で公表しているだけでなく、全科目のシラバスをホームページで開示している。また、学校教育法施行規則第172条の2に定められた各種情報（教育上の基礎的な情報、修学上の情報等、その他の情報等、研究上の情報、財務情報、自己点検・評価）についても、ホームページ上に開示している。

研究成果については、本学の研究紀要などを通じて公表されている。研究紀要は、「大阪河崎リハビリテーション大学研究紀要委員会規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学研究紀要投稿規程」、「大阪河崎リハビリテーション大学研究紀要査読規程」に則り、2名以上による査読結果をもとに毎年、編集、発行されている。また、「投稿規程」のなかにも倫理的配慮についても規定している。

財務情報については、私立学校法第47条の「財務情報の公開」及び文部科学省通知による「情報の積極的な提供」の指針が示されていることから、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書を事務所に備え置き、利害関係人から請求があった場合は閲覧に供している。またホームページでも年度毎に分けて公表している。加えて、広く一般に積極的な情報提供を行うために、①当該年度の事業活動収支計算書の内容の見方を示したもの、②帰属収入と消費支出の内訳の各グラフ、③学校法人会計と企業会計の相違について、④用語（計算書類）解説、⑤計算書類の5カ年推移などをホームページで提供している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後とも、法令を遵守し、規律と誠実性を堅持した経営と管理の継続に努め、建学の精神の具体化と大学の教育目的の達成に努力を重ねる。特に、危機管理については、回避すべき危機の多様化に伴い、大学のみならず地元自治体等とも連携を図り、広域的な危機管理体制の構築も視野に入れ、充実を図っていく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の設置者は学校法人河崎学園である。管理運営体制は図3-2-1のとおりである。

本学園では、寄附行為第3条に掲げた法人設置の目的、学則第1条に掲げた使命と目的の達成のために係る本法人の最高意思決定機関として、私立学校法第36条及び寄附行為第13条に基づき、理事会を設置している。また、理事長は法人を代表し、業務を総理する（寄附行為第15条）。

・理事会

理事定数は、寄附行為第 5 条第 1 項により 6 人と定められており、選任区分は、第 1 号理事「法人が設置する学校の長のうちから理事会において選任された者 1 人」、第 2 号理事は「評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人」、第 3 号理事は「学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人」となっている。理事の任期は、第 1 号理事を除き 3 年となっている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事会においては、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人規程の制定・改廃、その他重要事項を審議している。

理事長は、予算や事業計画等を決定する際には、あらかじめ評議員会に諮問し、決算や事業報告については、評議員会に報告し意見を求めている。

理事会は、年 3 回開催され、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。なお、理事会の意思決定が必要な場合は、臨時の理事会を開催する。

・監事

監事は、寄附行為第 7 条に「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選出する。」と規定している。職務は、①本法人の業務を監査すること、②本法人の財産の状況を監査すること、③本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出することである。任期は 3 年、定数は 2 人であり、理事会への出席状況は適切である。

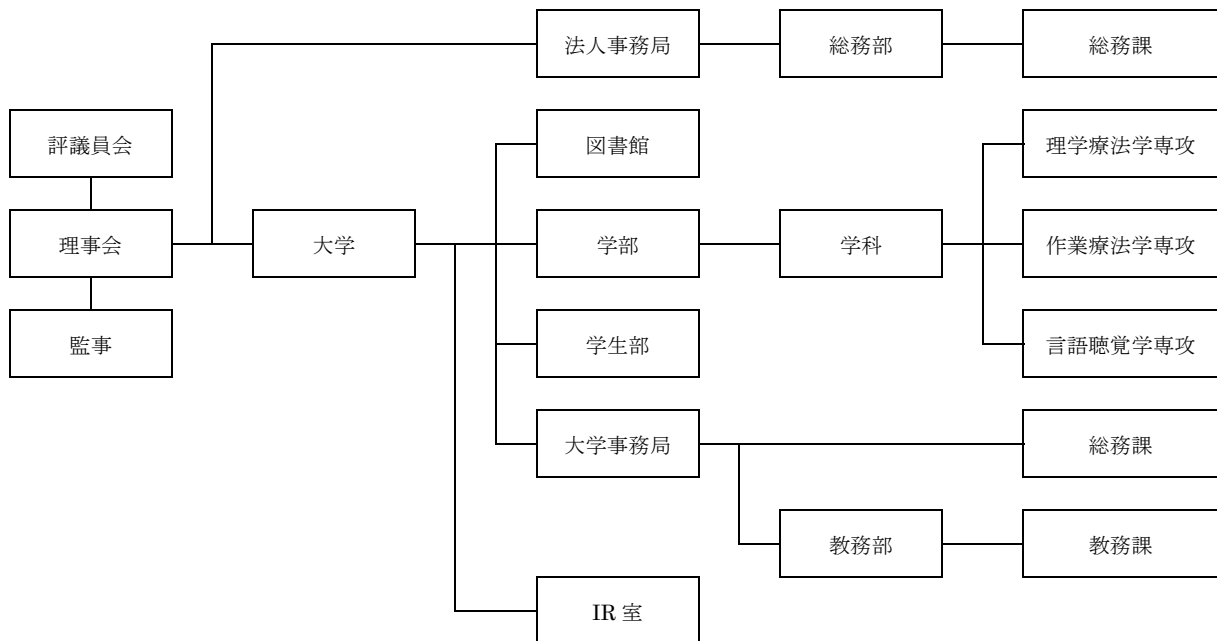


図 3-2-1 学校法人河崎学園運営組織図

理事会、監事の役員を選考や採用に関する規程は「寄附行為」に規定しており、理事会は、寄附行為に基づき大学運営に係る案件、役員を選任や解任及び退任について適正に審議決

定している。予算、決算をはじめとする資金の適切な管理運営を図るために、公認会計士による監査が実施され、このなかで、外部からの補助金、研究資金の透明性の確保にも努めている。また、内部監査や、監査による業務監査も適宜実施されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く著しい社会変化に即応できるよう理事会の機能を強化するとともに、理事・監事がそれぞれの役割と責任を明確にし、経営の透明化を図っていく。法人部門と教学部門の連携については、引き続き、大学運営調整会議等を通じて、理事会、評議員会、教授会の審議内容を共有し、協力して運営にあたっていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

前述のとおり、教学部門の最高意思決定機関として、教授会を設置している。学則 36 条に基づき、「大阪河崎リハビリテーション大学 教授会規程」を制定し、組織、権限、運営等について規定している。

教授会における審議事項は、表 3-3-1 のとおりである（教授会規程第 2 条）。

表 3-3-1 教授会規程第 2 条

<p>第 2 条 教授会は、次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>2 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する以下の事項について、教授会の意見を聴くことを必要とする。</p> <p>(1) 教員の人事に関すること。</p> <p>(2) 学生の退学、休学、復学、留学、転学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。</p> <p>(3) 学則その他学内諸規定に関すること。</p> <p>(4) 教育課程及び履修に関すること。</p> <p>(5) 教育研究活動等の状況についての評価に関すること。</p> <p>3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。</p>
--

教授会の構成員は、学長、本学専任の教授であり、事務管理者及び事務担当者が陪席している。月 1 回の定例開催とし、必要に応じて臨時教授会を開催している。また、定例開催のうち、年 1 回は、准教授以下全教員の出席を求め「拡大教授会」を開催している。

教授会には下部組織として、「入試委員会」、「出題委員会」、「教務委員会」、「カリキュラム委員会」、「学習支援委員会」、「キャリアセンター運営委員会」、「臨床実習委員会」、「学生委員会」、「学生相談室運営委員会」、「保健委員会」、「FD 委員会」、「研究推進委員会」、「研究紀要委員会」、「図書館運営委員会」等の各委員会を設置している。各委員会は、当該委員会規程に則って、当該委員会の議題を協議し、その結果を学長及び教授会に報告している。教授会及び各委員会の議事録については、desknet's で開示し、学内共有している。

教授会は、学長（学長の選任については、基準 3-3-② 参照）が主宰している。

学長の下に「危機管理委員会」、「利益相反マネジメント委員会」、「研究倫理審査委員会」、「動物実験委員会」等を設置し、基準 3-1-④ で述べた環境保全、人権、安全への配慮について、適正に対応している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「大阪河崎リハビリテーション大学学長候補者選考規程」により、学長選考管理委員会が学長選考に関する事務を管理し、選挙によって推薦された候補者について、理事会で審議し、理事長が決定する。学長は、「本学を代表しその職務を総理するとともに学務をつかさどり、教職員を統括する（「組織及び事務分掌規程」第 5 条）。また、教育に係る意思決定の審議機関である教授会の議長であり、リーダーシップを取ることができる体制となっている（表 3-3-1）。

表 3-3-1 教育に係る意思決定について

審議内容	意思決定
学生の入学、卒業及び課程の修了	教授会の意見を聞いて、学長が定める (学校教育法 93 条、学則第 37 条)
学生に対する懲戒権	教育上必要と認めるときに学長が決定する (学校教育法施行規則 26 条、学則 25 条)

また、学長は、理事会の構成員（1 号理事）であり、法人部門と教学部門との調整機関である「大学運営調整会議」の議長であることから、理事長と共に大学運営にあたることのできる体制をとっている。さらに、大学運営全体を俯瞰する立場から折に触れ、学内に設置されている委員会に出席し、指導的意見を述べている。

学長が議長である委員会は表 3-3-2 のとおりである。

表 3-3-2 学長が議長である委員会

委員会	規程
教授会	教授会規程第 3 条第 1 項
大学運営調整会議	大学運営調整会議規程第 5 条
危機管理委員会	危機管理委員会規程第 3 条第 2 項
利益相反マネジメント委員会	利益相反マネジメント委員会規程第 7 条第 2 項
自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会規程第 6 条第 1 項
予算委員会	予算委員会規程第 5 条第 1 項
倫理委員会	(委員会の互選により選出)
教員選考委員会	教員選考委員会実施内規第 3 条第 4 項
研究推進委員会	研究推進委員会規程第 4 条第 1 項
合否判定会議	入学試験実施規程第 12 条第 3 項
奨学金委員会	奨学金委員会規程第 3 条第 1 項
学生懲戒委員会	学生懲戒委員会規程第 3 条第 1 項

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

小規模大学の利点を生かし、意思決定の仕組みや学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築・運営ができていますが、大学を取り巻く諸問題に対して迅速かつ適正に対応できるよう更なる安定化と堅実化に努める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学園の経営及び運営方針に係る最終的な意思決定機関である理事会と教学部門の意思決定機関である教授会との意思疎通を図る合同会議体として「大阪河崎リハビリテーション大学運営調整会議規程」に基づき「大学運営調整会議」が設置されている(図 3-4-1 参照)。同会議は、理事会と大学の調整機関として、大学の在り方、運営上の諸問題等について協議し、意思の疎通及び調整を図ることにより、双方のスムーズな意思決定と大

学運営の効率化及び充実・発展に資することを目的とし、月 1 回の開催を定例としている。構成員は、法人側から、理事長、副理事長、法人事務局総務部長、特別顧問、参加が、大学側から、学長、副学長、学部長、学科長、各専攻長、学生部長、入試・教育センター長、教務委員会委員長、事務局長、事務局次長、教務部長が出席する。このうち学長、事務局長は学園の理事・評議員であり、副学長、入試・教育センター長、理学療法学専攻長、法人事務局総務部長は評議員であることから、理事長を長とした管理部門と連携し、円滑な意思疎通が図れる体制を取っている。

大学の運営は、学長が策定し、理事会の承認を得た事業計画に基づいて、各委員会で当該委員会の議題を協議している。教授会を除くほぼ全ての委員会には、事務局からも委員が選出される規定となっており、管理部門と教学部門との連携が取れる体制である。

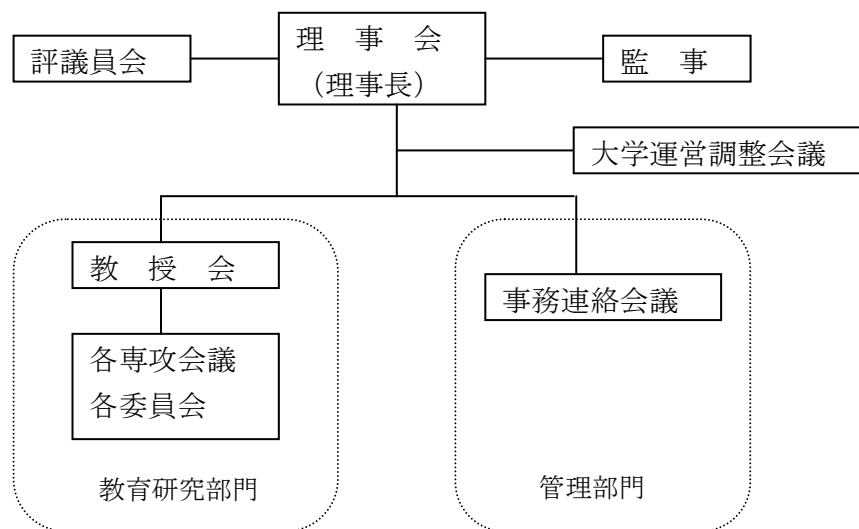


図 3-4-1 理事会と教育研究部門及び管理運営部門との関係

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園では、法人のガバナンス維持のための体制として寄附行為第 20 条に基づき、評議員会が設置され、予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの等について審議している。これら重要案件については、理事会の開催前に理事長が招集した評議員会において予め評議員の意見を聞いたうえで理事会に諮ることにおいて理事会運営のチェック機能を適正に担保している。評議員は、寄附行為により以下のとおり選任されている。

・評議員会

評議員定数は、寄附行為第 20 条第 1 項により 17 人と定められており、選任区分は、寄附行為第 24 条に、「この法人の職員のうちから評議員会において選任した者 7 人」、「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上者のうちから、理事会

において選任した者 1 人」、「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 9 人」となっている。評議員の任期は、3 年となっている。

評議員会は年 3 回開催され、寄附行為第 22 条の各号に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと規定している。

(イ) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）

及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(ロ) 事業計画

(ハ) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

(ニ) 寄附行為の変更

(ホ) 合併

(ヘ) 目的たる事業の成功の不能による解散

(ト) 寄付金品の募集に関する事項

(チ) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

これらの業務のいずれも、寄附行為に則って行われている。この理事会の意思決定が適切になされるよう、教授会が教学部門の意思決定の審議を担当し、大学運営調整会議で、理事会と教授会の決定事項の報告等、法人と大学の管理運営に関する連絡・調整を行っている。

また、本学園のガバナンス機能として、寄附行為第 7 条に監事の選任及び職務が規定されており、2 人の監事を選任して法人業務を監査すること、法人財産の状況を監査すること、法人業務及び法人財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること、法人業務の監査又は法人財産の状況の監査による結果、これらに不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、前述の報告をするため必要あるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、法人の業務又は法人の財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること等の業務を行っている。監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができ、定期的な業務監査により、運営について知ることができる体制となっている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

基準 3-2 及び基準 3-3 に述べたように、本学園の法人部門については理事長が法人業務を総理する長としてリーダーシップを発揮し、教学部門の長を担う学長は、理事、評議員でもあることから、法人部門と教学部門と意思疎通を図りながら、本学の使命及び教育目的の達成にリーダーシップを発揮している。

ボトムアップの観点からは、教職員からの情報や提案は、それぞれの専攻会議や各委員会を通じて、教授会が体系的に集約して審議していることから、大学の教職員の意見がくみ上げられる仕組みになっている。

また小規模大学であることから、教職員間の相互認知度が高く、これらの体制により、

リーダーシップとボトムアップの双方向のコミュニケーションの下でバランスのとれた運営がなされている。

各専攻における運営については、表 3-4-1 のとおりであり、それぞれの学生数や特性に合った体制を取り、本学の管理部門と教学部門の連携を支えるものとなっている。

表 3-4-1 各専攻の運営体制

専攻名	運営体制
理学療法学専攻	<p>学内授業や臨床実習などの学外授業を円滑に行うため、理学療法学専攻長を議長とした専攻会議を毎週開いている。</p> <p>専攻会議においては、教授会や各種委員会からの報告を行い、情報共有を行っている。また、各学年に 3 人の担任を配置し、学生指導・相談を行い、学生の状況についても専攻会議で情報共有を行っている。</p> <p>専攻長を補佐するため、副専攻長 2 人を置いている。</p>
作業療法学専攻	<p>学内授業や臨床実習などの学外授業を円滑に行うため、作業療法学専攻長を議長とした専攻会議を毎週開いている。</p> <p>専攻会議においては、教授会や各種委員会からの報告を行い、情報共有を行っている。また、各学年に 2～3 人の担任を配置し、学生指導・相談を行い、学生の状況についても専攻会議で情報共有を行っている。編入生については、学年担任とは別に担任を配置している。</p> <p>専攻長を補佐するため、副専攻長 2 人を置いている。</p>
言語聴覚学専攻	<p>学内授業や臨床実習などの学外授業を円滑に行うため、言語聴覚学専攻長を議長とした専攻会議を毎週開いている。</p> <p>専攻会議においては、教授会や各種委員会からの報告を行い、情報共有を行っている。また、各学年に 1～2 人の担任と 1・2 年、3・4 年の担任を各 1 人配置し、学生指導・相談を行い、学生の状況についても専攻会議で情報共有を行っている。編入生については、各学年担任が対応している。</p> <p>専攻長を補佐するため、副専攻長 2 人を置いている。</p>

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学という特性を生かし、経営と教学のコミュニケーションをより一層、円滑にし、迅速な意思決定ができるよう今後とも努力を続ける。また、本学園全体のガバナンスがより一層強化できるよう、教育及び啓発活動を行い、本学のステークホルダーを含む社会に対し大学運営の説明責任を果たす努力を続ける。また、大学開学 10 年の節目を機に、中期計画を平成 28(2016) 年度から実行し、運営上の重要事項を協議し大学効率化及び充実・発展をより一層強めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

事務組織は、法人組織と大学組織とで構成している（図 3-5-1）。法人組織は、総務部長及び総務課 1 課（大学事務局職員が兼務）の体制である。大学組織は、大学事務局局長、事務局次長の下に 2 課があり、「事務分掌規程」を定め、系統的、能率的に目標達成に向け、必要な組織を配置し、各部署の果たす役割を明確にしている。新規採用等については、欠員補充と事業計画に基づき、適宜行っている。

平成 26(2014) 年 6 月に就職支援室をキャリアセンターに改称し、学生支援の強化を図っている。また、業務の分業・効率化を図るため、「企画・広報係」、「入試・教務係」、「学生係」を「企画係」、「入試広報係」、「学務係」に改組し、全体の分掌の見直しを行った。この改組は、平成 27(2015) 年 4 月から実施した。

本学事務組織は、教育、研究を支援する組織として位置づけられている。各係は、業務特性に応じて、学生支援、教学、研究のサポート、保護者への対応、同窓会組織、臨床実習先との連携など、本学の利害関係者に対する窓口として機能している。主な分掌については、以下のとおりである。

庶務係：教職員の就業管理、人事、研修に関する事項について取り扱っている。

経理係：教職員の給与、福利厚生に関する事項について取り扱っている。

用度管財係：施設・設備、車両等に関する事項について取り扱っている。

企画係：大学の将来計画の立案、情報化に関する事項について取り扱っている。

入試広報係：学生募集、入学試験、広報に関する事項について取り扱っている。

学務係：学籍の管理、成績の管理、学生生活に関する事項について取り扱っている。

キャリアセンター係：キャリア・就職支援に関する事項について取り扱っている。

図書係：図書館資料、閲覧、研究紀要に関する事項について取り扱っている。

IR 室：大学内の情報の収集と分析に関する事項について取り扱っている。

なお、職員で対応できない警備や清掃、電気、空調などの設備管理、食堂など特殊業務については、外部委託している。

本学の教育、研究を充実させるため、それを支援する事務局の業務量も増加しているため、業務の効率化を検討しているところである。

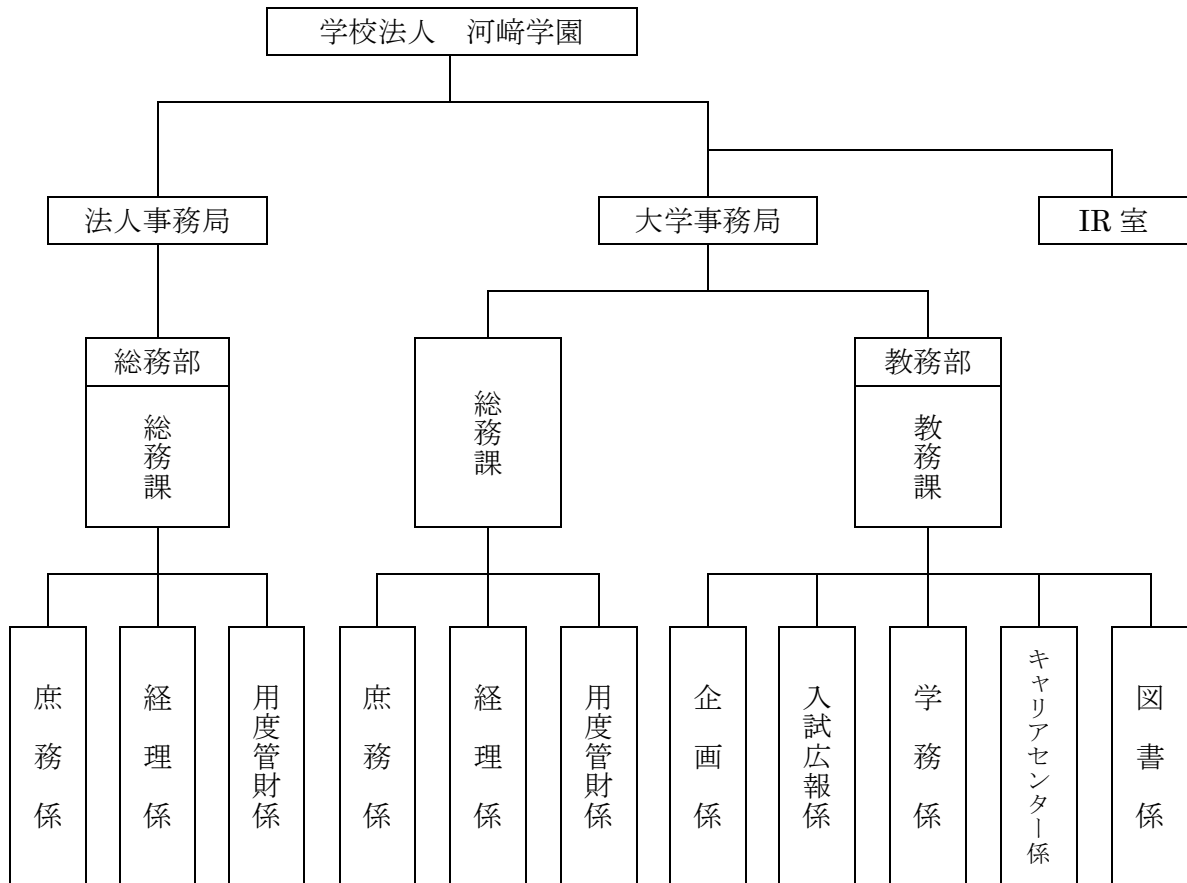


図 3-5-1 学校法人 河崎学園の事務組織の編成

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

職員の処遇については、就業規則等の規程のなかで定めている。教員に関しては、「大阪河崎リハビリテーション大学教員選考実施内規」に規定する教員選考委員会が採用・昇任について審査・選考を行っている。事務職員に関しては、就業規則に基本的な昇任基準を規定し、「大阪河崎リハビリテーション大学事務職員選考等内規」に規定する選考委員会が採用・昇任等について協議している。

業務内容や目的に応じて必要な能力・資格・専門性等を備えた職員を適正に配置しているが、人事の活性化、職務遂行能力の向上のための人事異動も実施し、適切に運用している。また、事務組織については、事務分掌規程によりながらも、学生の満足度を向上するために迅速に対応するための編成を柔軟に行っている。事務職員の業務の効率化を図るため、各種業務体制を見直し、ITを活用した各種管理システムの導入を進めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

事務局では、事務職員の業務に係る資質と能力向上のため日常的な OJT を中心とした取り組みを行っている。また、担当業務に関連する外部研修会（文部科学省、日本私立学校振興共済事業団、日本私立大学協会等の関係機関が開催する機能別研修会）への積極的な受講を奨励し、必要に応じて Off JT として研修を計画している。また、職員

全体に関すること（モラルの向上等）についても、必要に応じて学内研修会を実施している。これらの取り組みを SD 活動の一環としている。また、基準 2-8-②で述べた FD 研修についても「FD・SD 研修」と位置付け、職員も出席している。

職員の資質の向上は大学運営において重要な課題と認識していることから、引き続き SD 活動を推進し、常に問題意識を持って積極的に提案ができる人材を育成していく。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

教学と管理運営の双方の部門に参与する事務組織の機能は、大学の教学運営と経営の安定化において極めて重要な役割を持つことから、引き続き、OJT、OffJT 等の SD 活動を推進していく。学生満足度を向上するために、本学の教育の特色である少人数教育や豊富なインターンシップ等の内容を全職員が共有するように努めていく。また、本学は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格取得を前提とする医療専門職の育成を目標とする大学であることから、国家試験対策として、自習室の整備や休日の大学開放等、職員ができる支援を積極的に行っていく。

人事異動についても、一人が複数の業務を遂行できるよう、適切に実施していくが、上述のとおり、改組改変を行ったところであるため、OJT、OffJT 等の SD 活動に重点を置く。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 18(2006) 年度に 3 年制の河崎医療技術専門学校を改組し、4 年制の大阪河崎リハビリテーション大学として発足し、これまで設置計画に基づき運営を行ってきた。単年度については年度毎の事業計画に基づき運営を行っている。

平成 21(2009) 年度までに、設置計画に基づき、自己資金での校舎建設・改修ならびに機器設備などの整備を行った。平成 22(2010) 年度から私立大学等経常費補助金の交付を受けている。帰属収入のほとんどが学生納付金である。入学生は開学以来、理学療法専攻については入学定員を確保している。一方、作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻は、苦戦が強いられているが、平成 23 年度から入学者数は、ほぼ横ばいで推移している。予算の健全・効率的な運用を図り、経常経費の節減策に努めたことにより、河崎医療技術専門学校から現存する 3 号館及び 5 号館の一部の老朽化対策を適宜実施し、帰属収入の範囲における運営を確保している。

また今後は、平成 28(2016) 年度から実行している中期計画に基づいた財務運営を行っていく。教育研究目的の達成のためには、財務分析を行いながらバランスのとれた運

営を行う必要があるため、今年度から予算委員会を中心に、予算の見直しと予算制度に基づいた収支管理の強化を行っている。

単年度予算の編成においては、各専攻、各委員会等からの部門方針と事業計画に基づき、提出された予算要望について、予算委員会においてヒアリングを実施し、大学全体の予算案を作成する。議決された予算案は理事長に提案し、承認後、評議員会において審議・承認され、理事会において審議・決定している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

上述のとおり、収支のバランスは確保できる見通しである。より安定した財務基盤を確立させるためには、入学定員を充足し、外部資金の獲得をより推進する必要がある。教育研究を充実させるための外部資金としては、科学研究費補助金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費、民間の研究助成金などが挙げられる。これらの外部資金の導入等のため、学内共同研究費枠の拡充や関係職員を交えての FD 研修の実施等、努力はなされている。また、法人設立 20 周年記念事業のための第 2 号基本金の積立を平成 26(2014)年度から計画を進めている。

学内の科研費獲得については、開学から現在まで 3 件であり、獲得実績を上げていくことが、今後の課題である。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動を充実させるため、より堅固な財政基盤を確立していく。そのためにもっとも重要となるのは、安定的な学生確保である。入学志願者数を増やすための入試戦略の見直しと「休退学防止プロジェクト」による休退学率の減少を推進していく。

また、外部資金の獲得については、研究推進委員会を中心に積極的な情報提供や若手研究者支援を行っていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理については、「学校法人河崎学園会計・経理規程（以下、「経理規程」という。）」及び関連諸法に沿って適切になされている。上述のとおり、平成 23 (2011)年度からは「予算委員会」を設置し、教育研究に関する経費については、本委員会で検討され、理事長に提言する流れとなった。予算案は、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会の承認を経て事業計画・予算が成立する。

予算の執行においては、法人事務局総務部長を会計責任者としている（経理規程第 9

条)。

各部署から出される伝票(稟議書等)については、決裁後、総務課(庶務係、経理係、用度管財係)に回付され、証憑書類のチェックを行った後、学校法人会計基準に基づいて会計処理を行っている。また「学校法人河崎学園 稟議決裁規程」、「学校法人河崎学園 会計・経理規程」、「学校法人河崎学園 校舎・物品管理規程」等の学内規程も整備し、規程に基づいた運営を行っている。

予算管理については、理事会の承認を得た予算について、修正の必要が生じた場合は、補正予算を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会が承認をしている。各部署の予算管理については、総務課が予算と対比して管理している。

なお、会計処理システムについては、オンラインシステムが導入されており、資金管理を含めた学園全体のなかで適切に運用されている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における監査システムは、監査法人による会計監査(外部監査)及び監事による業務監査(監事監査)の複数視点からの監査体制を実施している。

監査法人による監査は、平成 27 年度は 11 回(13 日)実施された。私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学全般についての運営、管理が適正に行われているかについて、財務面を通じて監査が行われている。

監事による業務監査は、「学校法人河崎学園 監事監査規程」に則り、平成 27 年度は 4 回実施され、その都度、意見交換を行った。また、監事は理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務遂行が適切に行われているかについて監査している。

決算については、会計終了後、2 か月以内に決算書を作成し、監事監査を受けて、理事会において事業報告書と決算案を審議し、評議員会の承認を得ている。

(3) 3-7 の改善・向上方策(将来計画)

帰属収入の大半を占める学生生徒等納付金収入を安定させるために入学生の定員確保が重要な要素となる。そのためには、建学の精神・教育理念を踏まえ、社会に求められる有能な人材の育成を真摯に継続し、特に地域社会の評価を高めていく必要がある。

また、経費支出については、教育・研究経費の充実を図り、一方で用途について十分吟味し、支出圧縮・業務執行の見直しと、「予算委員会」の設置により、大学運営の一層の効率化を求めていく。

また、会計処理の適切性の確保については、外部監査の立場である監査法人、内部監査の立場である監事が、十分な連携を図りながら監査が実施できるよう、引き続き配慮していく。

[基準 3 の自己評価]

管理部門と教学部門がそれぞれの特性を活かして機能しているだけでなく、必要に応じて適切な連携体制を取ることができており、透明性の高い経営を進めている。施設・

設備の維持・改善に努めながら、統制された会計システムの下で健全な財務状況を維持している。

競争的外部資金の採択状況については、平成 23(2011) 年度に学内の共同研究費を増額して、研究の活性化を図ったところ、科研費については、1 件の採択があった。研究推進委員会を中心に積極的な情報提供や若手研究者支援を行っていく。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

大阪河崎リハビリテーション大学（以下、「本学」という。）の自己点検・評価活動は、「大阪河崎リハビリテーション大学学則」（以下「学則」という。）第 2 条及び「大阪河崎リハビリテーション大学自己点検・評価委員会規程」（以下、「評価委員会規程」という。）、「大阪河崎リハビリテーション大学自己点検・評価実施要領」によって規定されている。

この規定に基づいて、学長を委員長とする自己点検・評価委員会による点検評価を行っている。点検評価は、教授会及び理事会で報告される。報告書は、本学グループウェア「desknet's」（以下「desknet's」という。）で学内共有している。

また、平成 27(2015) 年度から、自己点検・評価委員会は、法に定められた認証評価の受審を念頭に置いて、受審予定の評価機関が開示している基準項目を準用し、点検・評価及び改善案をとりまとめ、それらを自己点検・評価報告書として作成している。

この自己点検・評価活動は、小規模大学なのでほぼ学内総掛かりでの自己点検評価になっているため、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価である。

加えて、毎年度、5 月に理事会に付議する事業報告書についても、当該年度の事業計画書の達成度の確認と自己評価と位置付けている。事業計画書及び事業報告書は、本学ホームページ（以下「ホームページ」という。）に公表している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価委員会の構成は、「評価委員会規程」第 4 条に定められるとおり、「学長（委員長）、副学長（副委員長）、学部長、学科長、各専攻長（3 人）、自己点検・評価室長、IR 室長、事務職員のうちから委員長が指名する者、その他学長が必要と認められた者」であり、平成 27(2015) 年度は 11 人である。この委員会の下に「自己点検・評価室」を設置し、全学の状況を点検評価の場に引き出す機能を意図して構成されている。室員は、現状の把握、点検・評価の実施、改善案の提示などを、関連部署と共同してとりまとめて、自己点検・評価委員会に報告書として提出する。自己点検・評価委員会では、この報告書をもとに評価の確認・確定、改善策の確認を行っている。自己点検・評価委員会の構成員と自己点検・評価室の構成員は一部重複するが、データへのアクセスや評価作業には多数が関わること、教授会、理事会などでも確認や検討がなされること、報告書は全文開示されることなどから、重複が本学の点検評価活動に不適切な影響を与

えることはない。自己点検・評価委員は、充て職を除き、2年任期（再任可能）であり、委員会業務を恒常的な活動として位置づけている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学の自己点検・評価報告書は、JIHEEの基準項目に応じて作成している。平成26(2014)年度版においては、新基準項目から重要項目をピックアップしたものに編成し、平成27(2015)年度版から、新基準項目に合わせて大きく編成替えをした。

点検・評価は実施年度を定めた規定はないが、社会責任を勘案し、平成26(2014)年度から毎年度、点検・評価を実施し、公表を行っている。点検・評価結果を「自己点検評価報告書」にまとめ、ホームページにおいて公表するとともに、教職員への周知を図り、その結果は大学の運営に反映させている。

なお、事業報告書については年1回作成し公表している。この事業報告書は、毎年度に公表する事業計画書と対になるものである。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の実施については、実施年度の5月末までに文書で自己点検評価室長に報告できるよう、効率化、省力化を行っていく。また報告書については、自己点検・評価委員会の審議を経て、早期に教授会及び理事会に報告し、関係部署にフィードバックできるように学内体制の強化を行う。

また、報告書を引き続き、ホームページ及び「desknet's」上で公表すると同時に、紙媒体において教職員全員に配布することで、本学の現状と課題等の認識について情報共有の強化を図り、改善に資するよう努める。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、JIHEEによる平成23(2011)年度の認証評価を受審し、結果は条件なしの「認定」で、各基準項目では多くの点に高い評価を得た。このようにエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施しているが、今後、本学園、本学の特長を活かした独自のシステムの構築とPDCAに基づく運用について、より実効性のある施策の検討が必要であることも認められる。

透明性の高いデータを公表することは、高等教育機関としての社会的責務であることから、公共性の高い各調査をはじめとして、適正な方法で得られたデータを的確に使用

している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学では現状把握のため、FD委員会や教務委員会等が実施している「学生による授業評価アンケート」等の他に、関係部署が連携して、入学時から卒業時まで断続的に各種アンケート調査を実施している。平成21(2009)年4月に学長直下に、本学の教育、研究、学生支援などに関するデータ及び情報を収集・分析するためにIR室を設置した。現在、IR室は自己点検・評価委員会の下に位置付けられて、室長と専任職員1名、兼務教職員で構成されている。このIR室で、データ収集、調査、分析を一元化できるように検討を進めている。

また、平成25(2013)年度「学籍データ管理システムの導入」と平成26(2014)年度「学修状況可視化システムの導入」などをテーマとして、私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択された。これらの設備整備により、入学時から卒業後までの学生データをデータベースとして構築するための環境は整っている。

これらの情報は、「中期計画」に基づき、IR室が収集した適切な情報を学長はじめ各種会議体等に提供し、教育研究等の課題の発見・解決等に活用していく。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価活動は、平成21年度、平成23年度、平成26年度に実施し、学内外へ公表している（その他、内部報告書として、必要に応じて自己点検・評価活動を行っている）。また、社会責任を勘案し、平成26年度から毎年度実施、公表を行っている。

平成27(2015)年度版自己点検・評価報告書については、教授会及び理事会の承認を得て、ホームページで公表し、desknet'sで学内共有している。

平成23(2011)年度に受審した機関別認証評価の結果については、JIHEEと本学ホームページにて評価報告書及び自己評価報告書を公表している。また、平成23(2011)年度は、『自己点検・評価報告書平成23年度(2011)年度』として印刷製本版及びCD-ROM版を作成し、本学教職員のほか、本学の役員、近隣の大学などに配付した。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も着実な自己点検・評価を行うことにより、透明性の高い、エビデンスに基づいた自己点検・評価システムの構築を目指す。また、調査データを集約的に収集するために、IR機能の強化が必要であると考え。具体的には、IR室を中心に、入学時から卒業後までの学生データをデータベースとして構築し、教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析していく。これらの情報をもとに、各関連委員会、自己評価、計画立案、政策形成及び意思決定を支援できる体制を構築していく。データの活用については、情報セキュリティ室と連携して作業を進めていく。

社会への公表については、引き続き、ホームページを活用するが、毎年度同時期に公表できるよう検討を行う。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を概ね満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価のための恒常的な体制は確立している。その結果についても教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、機能している。上述のように、大学全体として、自己点検・評価はほぼ毎年継続的に実施されており、その結果についても desknet's で学内共有し、大学の運営に反映させている。

また、毎年、事業計画書と事業報告書を作成し、自己点検・評価の一つとして位置付けている。自己点検・評価報告書と事業報告書は、全学体制で作成していることから、改善・向上方策のほとんどについて、具体的な取り組みがなされている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

日常的な業務遂行におけるPDCAを確立するために、毎年同時期に報告書を作成できるように体制を整えていく。全学的見地に立って自己評価委員会が行う自己点検・評価の内容を、大学運営の改善・向上に恒常的に生かすため、各種委員会等へ提言を引き続き行っていく。

現在でも教育研究をはじめとする大学運営全般のPDCAの仕組みは適切に機能していると評価できるが、上述の改善に加えて、IR機能の強化や社会情勢や環境等の変化に合わせて仕組みの改善を継続的に行っていく。

【基準4の自己評価】

大学の使命・目的に則した自主的・自律的な自己点検・評価をほぼ周期的に行っている。評価体制についても、今後、規程を整備し、適切に毎年同時期に実施できるように努めていく。評価結果については、ホームページに公表し、desknet's で学内共有し、事業計画に反映させることでPDCAの仕組みを大学運営の改善・向上に繋げている。

今後も高等教育機関として、将来にわたって相応しい教育、研究の水準を保ち、建学の精神に則り、大学の使命・目的及び教育目的の実現を継続的に実施し、評価点検・改善を行っていく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例)

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている知的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 地域との連携に関する方針の明確化

A-1-② 大学資源の社会に対しての還元

A-1-③ 大学の教育研究上における社会連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携に関する方針の明確化

本学における地域連携活動は、平成 26(2014) 年度事業計画書に、「本学のこれまでの教育・研究・社会貢献事業を、貝塚市を中心に大阪府南部から和歌山県北部の地域に拡げ、知の中核拠点としての役割を果たす。また、河崎グループとの連携をより一層強化し、少子高齢化等の社会的課題に対応するネットワークの構築に努める」と方針を明確にしている。具体的には、①社会貢献活動（公開講座の実施）、②地域との連携強化、③大学開放事業の実施、④聴講制度・科目履修生制度の継続実施、⑤連携研究の推進を掲げて、主に健康増進の側面から地域への貢献を目指している。

また、本学の所在地である貝塚市と相互の連携のもと、健康福祉及び社会福祉事業等の交流を促進するとともに、地域のかかえる諸問題の解決に向けた事業の構築や環境の充実を図ることを目的として、平成 25(2013) 年 5 月に、「貝塚市と大阪河崎リハビリテーション大学の連携に関する協定」を締結した。

連携内容については以下のとおりである。

- (イ) 市民の健康及び社会の増進に向けた方策について協議し、これら関連事業の充実・発展に努めること
- (ロ) 地域がかかえる諸問題の解決を図るため、本学が有する人的資源、物的資源の活用の協力を行うこと
- (ハ) 学術研究の発展のため、貝塚市が有する人的資源、物的資源の活用の協力を求めること
- (ニ) 市民の健康福祉サービス、並びに学生の課外活動の利用等の利便性を図るため、相互の物的資源の活用について協議を行うこと
- (ホ) 健康福祉に係る人材育成、並びに市民参加について協議し、その充実・発展に努めること
- (ヘ) 地域社会の発展、市民（学生）生活・環境について協議し、その充実・発展に努めること
- (ト) その他、必要と認める事項

また、これらの内容は、ホームページでも公表しており、地域との連携に関する方針は明確化されていると評価できる。

A-1-② 大学資源の社会に対しての還元

本学の知的資源、物的資源については、事業計画書に基づいて、「公開講座の開催」、「出前講座の開催」、「大学施設開放事業」を通して、社会に対して還元している。

(イ) 公開講座の開催

本学は広く社会に向け、公開講座などを開講し、市内唯一の大学として地域社会への貢献を念頭に情報の発信に努めている。誰でも、いつでも、受講できる体制を整え、頻度・内容ともに充実させるよう努め、大学の知的資源を社会に提供する努力を行っている。平成 27(2015)年度は、子育て支援室の公開講座(表 A-1-1)及び「大学コンソーシアム大阪」が開催する企画に積極的に参画(表 A-1-2)した。

表 A-1-1 平成 27(2015)年度 子育て支援室公開講座実績

実施回	日程	テーマ	場所	参加者数
第 1 回	1 月 24 日	障がいの地域生活と自立生活センター	本学	10 名

表 A-1-2 平成 27(2015)年度 大学コンソーシアム大阪主催 公開講座・セミナー実績

実施回	日程	テーマ	場所	参加者数
第 1 回	7 月 19 日	第 10 回 高校生のための大学フェア 「あなたは右脳派?左脳派?」～脳の働きを考える～	大阪市立大学	120 名
第 2 回	8 月 11 日	中学生サマーセミナー 「車いす体験」	本学	12 名

(ロ) 出前講座の実施

「地域や家庭で役立つリハビリテーション」をテーマにした「出前講座」を実施し、本学の知識と技術を地域社会への貢献している。

平成 27(2015)年度の実績は、表 A-1-3 のとおりである。

表 A-1-3 平成 27(2015)年度 出前講座実績

実施回	日程	テーマ	場所	参加者数
第 1 回	6 月 8 日	認知症を知る、予防する	貝塚市中央公民館	90 名
第 2 回	6 月 23 日	いつまでも元気に歩けるために ロコモティブシンドロームを知っていますか?	脇浜公民館	64 名
第 3 回	7 月 31 日	いつまでも元気に歩けるために ロコモティブシンドロームを知っていますか?	浜手公民館	15 名
第 4 回	9 月 3 日	難聴者の聞こえ方	泉大津市総合福祉センター	72 名

大阪河崎リハビリテーション大学

第5回	9月17日	足と健康	葛城小学校 2階図書館	29名
第6回	11月25日	いつまでも元気に歩けるために ロコモティブシンドロームを知っていますか？	津田北町会館	約40名

(ハ) 大学施設開放事業

地域の方々と交流を深め、本学を身近な存在として感じていただき、本学にある施設・設備を無料で開放することにより、学習・研究を支援し、地域貢献に寄与することを目的に「地域交流推進開放事業」「市民の学習・研究支援事業」「スポーツ施設開放事業」の3事業を展開している。具体的には、関連学会（大阪府理学療法士協会泉州ブロックなど）の研修会・勉強会の会場として、図書館の一般開放、また地域のスポーツ団体等へ記念講堂及び運動場を開放している（表 A-1-4）。本事業の案内については、ホームページで公表している。

表 A-1-4 大学施設開放事業について

事業名称	内容
地域交流推進開放事業	① 内容：大学内の講義室、実習室及び会議室等の開放（事前予約制） ② 主な開放時間 a) 平日 9:00-21:00 b) 土曜日 9:00-17:00 ③ 開放しない日 a) 日曜日、祝日、休日、創立記念日 b) 入学試験日、入学試験日前日 c) 定期試験日、定期試験日前日 d) 入学式、卒業式、新入生研修、大学祭 ④ 予約受付：3ヶ月前から（学会等は別途相談可）
市民の学習・研究支援事業	① 内容：付属図書館の開放（事前予約不要） ② 主な開放時間 a) 平日（授業期間中） 9:00-20:00 b) 平日（休業期間中） 9:00-17:00 ③ 開放しない日 a) 土曜日、日曜日、祝日、休日、創立記念日 b) 蔵書点検期間 ④ 予約受付：不要
スポーツ施設開放事業	① 内容：大学付属体育館及びグラウンドの開放（事前予約制） ② 主な開放時間 ・体育館 a) 平日 9:00-22:00 b) 土曜日 9:00-17:00

	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド <ul style="list-style-type: none"> a) 平日 9:00-20:00 b) 土曜日 9:00-17:00 ③ 開放しない日 <ul style="list-style-type: none"> a) 日曜日、祝日、休日、創立記念日 b) 入学試験日 c) 入学式、卒業式、大学祭、式典準備期間 ④ 予約受付：1ヶ月前から ⑤ 備考：学生の課外活動の状況に応じて、適宜、調整を行う
--	---

A-1-③ 大学の教育研究上における社会連携

本学では、建学の精神「夢と大慈大悲」のもと、リハビリテーション医療及び地域リハビリテーションの貢献等の発展に寄与する教育・研究を推進するために、以下の取り組みを行っている。

(イ) 貝塚市及び河崎グループの関連施設との連携をより一層強化し、地域リハビリテーションの知の中核拠点として、少子高齢化等の社会的課題に対応する教育・研究を重点的に進める。具体的には、「精神科リハビリテーション研究センター（水間病院と連携）」、「阪和地域リハビリテーション研究会（貝塚市、河崎病院と連携）」、「子育て支援室（貝塚市、他自治体と連携）」を設置し、共同研究・公開講座等（表 A-1-1、表 A-1-5）を実施している。また、貝塚市教育委員会と連携し、市民対象の認知症予防プログラムに対する指導、助言を行った（表 A-1-6）。

表 A-1-5 平成 27(2015)年度 阪和地域リハビリテーション研究会公開講座（勉強会）実績

実施回	日程	テーマ	場所	参加者数
第 1 回	1 月 23 日	通所リハの新しい動き！！ 「生活行為向上マネジメント」	本学	42 名

表 A-1-6 平成 27(2015)年度 貝塚市 市民対象の認知症予防プログラム等協力実績

実施回	日程	テーマ	場所	参加者数
第 1 回	4 月 29 日	がんばろう水間R 観音そーりゃ	水間観音境内	約 200 名
第 2 回	6 月 10 日	認知症予防プログラム	本学 3 号館 6 階大講義室	12 名
第 3 回	6 月 23 日	認知症予防プログラム	旭集合住宅集会場	33 名
第 4 回	8 月 3 日	認知症予防プログラム	旭集合住宅集会場	20 名
第 5 回	8 月 24 日	認知症予防プログラム	二色 3 丁目集会場	19 名
第 6 回	8 月 25 日	認知症予防プログラム	貝塚市中央公民館	24 名
第 7 回	9 月 1 日	認知症予防プログラム	本学 3 号館 6 階大講義室	15 名

第 8 回	10 月 28 日	認知症予防プログラム	二色 3 丁目集会場	16 名
第 9 回	11 月 18 日	認知症予防プログラム	貝塚市職員会館	36 名
第 10 回	2 月 22 日	認知症予防プログラム	本学 3 号館 6 階大講義室	24 名
第 11 回	2 月 29 日	認知症予防プログラム	二色 3 丁目集会場	15 名
第 12 回	3 月 7 日	認知症予防プログラム	貝塚市職員会館	15 名
第 13 回	3 月 11 日	認知症予防プログラム	貝塚市中央公民館 脇浜西町会館	5 名 17 名
第 14 回	3 月 14 日	認知症予防プログラム	脇浜会館 二色の浜旭住宅集会場	33 名 24 名

(ロ) 上述のとおり、大学コンソーシアム大阪との連携を積極的に行い、公開講座をはじめ大学フェア・中学生サマーセミナーなど様々な事業を実施している。

(ハ) 本学の特色の 1 つである「園芸療法」に関する教育・研究を重点的に実施している。具体的には、本学と河崎グループの関連施設の職員で構成される「大阪河崎リハビリテーション大学園芸療法勉強会」を中心に「園芸福祉・園芸療法実践勉強会」の開催や「園芸療法ブログ」の公開、日本園芸療法学会への参加・発表、冊子「みどりハ」(全 2 巻)の配布等、多岐に渡って、社会へ発信している。

また、大阪府及び貝塚市と「大阪府アドプト・ロード・リハ大学前協定」を締結し、地域に愛されるきれいな道路づくりや地域の環境美化の推進に取り組んでいる。

なお、本学の園芸療法に関する一部の授業についても、一般の方が聴講可能としている。

(ニ) 公立大学法人和歌山県立医科大学及び民間企業と「骨代謝」、「糖尿病」等についての共同研究契約を締結し、研究を進めている。

また、卒業研究の一部では、大阪及び和歌山の自治体等において地域高齢者を対象とした研究を展開し、平成 26(2014) 年度に、大学コンソーシアム「地域連携学生フォーラム」にて発表を行った。

(ホ) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結し、2020 年の大会に向けて、協力を行っていく。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的に即して、今後も地域社会からの要請に応えるよう配慮していく。本学教員の専門性を活かした社会活動については、利益相反を回避しながら今後も支援していく。大学コンソーシアム大阪や協定に基づく活動にも積極的に参画し、本学の特性を活かして地域に貢献するよう努める。

しかし一方では、公開講座等、イベントの増加に伴い、教職員への休日出勤等の負

担が大きくなりつつある。健康教室等については、自治体が実施している講座と重複する内容もあるため、今後は協働して、質の向上を高めるとともに教職員の負担軽減も考慮していく。

A-2 臨床教育における協働体制の強化

《A-2の視点》

A-2-① 実習施設、関連施設との協働活動の取組

A-2-② 卒業生との協働活動の取組

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 実習施設、関連施設との協働活動の取組

本学では、基準 2 で述べたとおり、1 年次から 4 年次までの教育課程の中で臨床実習を取り入れている。臨床実習は臨床現場で、学内で学んだ知識と技術を応用する教育の場であり、河崎グループの関連施設を含んだ病院等の臨床実習施設の協力のもと実施している。具体的には、臨床実習指導者と教員とが密接な連携の下に進めている。

指定規則に定められた本学の臨床実習は表 A-2-1 のとおりであり、実習施設及び関連施設との協働の下、指定規則に定められる単位数以上の臨床実習を行っている。

表 A-2-1 臨床実習の配当科目一覧（平成 26 年度以降入学生適用）

理学療法学専攻

年次	科目名	本学の必修単位数
1 年次	臨床見学実習	1 単位
2 年次	臨床検査・測定実習	3 単位
3 年次	臨床総合実習 I	8 単位
4 年次	臨床総合実習 II	8 単位
指定規則における必要単位数：18 単位		20 単位

作業療法学専攻

年次	科目名	本学の必修単位数
1 年次	臨床見学実習	1 単位
2 年次	臨床検査・測定実習	3 単位
3 年次	臨床総合実習 I	9 単位
4 年次	臨床総合実習 II	9 単位
指定規則における必要単位数：18 単位		22 単位

言語聴覚学専攻

年次	科目名	本学の必修単位数
2年次	臨床基礎実習	1単位
3年次	臨床評価実習	4単位
4年次	臨床総合実習	8単位
指定規則における必要単位数：12単位		13単位

また、学生が保健・医療・福祉分野のインターンシップを活用することで、倫理観、コミュニケーション能力をより生きた学問として身につけることを目的として、平成21(2009)年度文部科学省 大学改革推進等補助金「大学教育・学生支援推進事業(学生支援推進プログラム)」に『保健・医療・福祉分野のインターンシップを通じた就学・就活支援』をテーマとして、申請し採択された。本事業は、「医療従事者対象研修会」、「OSCE 研修」を実施し、平成 23(2011)年度に終了した。この成果報告は極めて高い評価を受けた。

本事業終了後も効果が高い取り組みや得られた知見については、以下のとおり、正課教育及び正課外教育に反映されている。

(イ) 臨床ゼミ

3 専攻共通で 1 年次と 2 年次に配当されている科目であり、社会的マナーをはじめ、多職種理解、臨床実習に向けた演習を行っている。特に 1 年前期に配当されている「臨床ゼミ I」では、関連施設(水間病院・河崎病院等)の見学を授業内容に組み込んでいる。入学してすぐに、臨床現場で体験をするため、早期就業体験の一つとして、動機づけを高める効果がある。

(ロ) 臨床実習指導

3 専攻共通で 1 年次、2 年次、3 年次に配当されている科目であり、臨床実習に向けた演習、課題解決に向けたグループワーク、報告書等の作成方法の学修などを行っている。また現在、正課外教育として、関連施設の協力を得て、実施している OSCE を授業の中に組み込む予定である。

(ハ) 評価学実習(プレ実習)

理学療法学専攻及び作業療法学専攻において、2 年後期に「理学療法学評価学実習 II」、「作業療法学評価学実習」としてそれぞれ配当されている科目であり、関連施設で評価実習のプレ実習を行っている。また、学内指導においても、関連施設に従事する理学療法士及び作業療法士を講師として招へいし、学生が必要な評価技術を体験し、臨床実践への応用力を培うよう工夫をしている。

(ニ) 臨床実習概論(含演習)

言語聴覚学専攻において、1 年次に配当されている科目であり、保健所、児童

福祉施設、特別支援学校等を見学し、定型発達の子どもへの支援や施設の役割、多職種間の連携のあり方を学修する。

(ホ) 臨床実習指導者会議（バイザー会議）

3 専攻ともに長期の臨床実習を履修する前に実施し、実習施設の指導者を招へいし、学生との面談、臨床実習を履修するにあたっての情報交換を行っている。また、実習中も必要に応じて、指導者と教員が連絡を密に取り合っ、到達目標に向けて、学生一人一人に応じた指導を行っている。

これらのことから、本学は、実習施設、関連施設と協働して、正課内外で臨床体験学修を実施できる体制を整えていると評価できる。

なお、本学と一体となつての臨床教育の一層の充実のため、臨床教授制度の早期の導入を検討している。

A-2-② 卒業生との協働活動の取組

本学の卒業生の大半は、大阪府内・和歌山県内の医療機関に従事している。前身の河崎医療技術専門学校の卒業生が臨床教育実習指導者として、在学を指導しているケースもある。卒業生の協力を受けて、本学の目的である「高等教育機関における高度な知識・技術を兼ね備えた人間性豊かな医療従事者を育成」のため、以下のとおり、様々な取り組みを実施している。

[入学前]

新入生が医療人としての基本的な姿勢を築いていくための手始めとして、プレ・オリエンテーションを実施し、そのプログラムの中に、新入生にとって自分たちの未来の姿を明確にイメージすることが特に大切であることから、現場で活躍している卒業生が臨床現場での実際について質疑応答も含めた講義を行っている。

新入生に現場の魅力を伝えることにより、動機づけを高めていく。

毎年度、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士として活躍している卒業生をそれぞれ招へいしている。

[OSCEの実施]

上述の OSCE の実施の際、本学の卒業生の同窓組織「河泉会」の協力を得ている。具体的には、卒業生に模擬患者役として、実演してもらい、学生の患者への対応の適切性などを指導している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

実習施設は、臨床実習施設として、就職先としても本学と深い関わりがあるため、今後ともキャリアセンター、臨床実習委員会を中心として連携を深めていく。

関連施設についても、臨床教育の充実のために正課内外で多くの協力を必要としているため、開催予定である関連施設対象就職説明会を通じて、引き続き協力を求めていく。

また卒業生についても、学生により近い立場で助言・指導を行うことができ、学生にとっても目標となるため、今後もより一層、協働体制を充実させていく。そのためには、卒業教育の充実や再就職支援、ホームカミングデーの実施等、愛校心を育てる努力を続けていく。

【基準 A の自己評価】

本学では貝塚市内唯一の大学として、地域社会との協力関係を構築し地域社会に貢献するために、教職員協働のもと多くの社会連携事業に取り組んできた。これらの成果から本学の存在は地域に浸透し、地域の健康増進の一端を担っているといえる。

また、大学コンソーシアムの活動や各種の協定に基づいて地域の諸機関・諸団体と良好な協力関係を築き、地域連携を充実したものにしている。

さらには、実習施設、関連施設、卒業生とも協働して、学生の臨床教育にあたり、これまで優れた医療従事者として地域に多く輩出してきた。

以上のことから、本学と地域社会との協力関係は良好に構築されていると言える。